

新編

大村市史

第五卷

民俗編

第一節 民俗の概要

かつて一面に田圃・畑が広がっていた田園地域が開発され、多くの家が建ち新興住宅地が随所にできていった。それまで二世代・三世代の同居が普通であった家庭環境も核家族化が進んだ。こういった住環境の変化は、日本の高度成長に伴い大村地方でも昭和四十年代から五十年代の事象としてとらえることができる。

この社会の変化に伴い、家庭・集落で永年に亘って受け継がれてきた伝統的行事・習慣も大きな岐路に立ち、簡略化されたり更には消滅したのも少なくない。あるいは存続している行事でも、その始まりが何時なのか、どういう意味をもって伝えられてきたのか、人々の記憶から遠のいていくものもある。

本章では、特に江戸時代の人々の暮らしのなかに見える規則・習慣・特殊な暮らしぶり・住環境などを取り上げる。そのかつての暮らしぶりが、現在の生活様式のなかにどれほど残っているか、消滅しているか、比較検討することも必要であろう。

しばらく集落行事として途絶えていた行事が復興する気配がある。年の瀬に子供たちが拍子木を打って「火の用心」を呼びかける夜回り、新春行事の鬼火焚き、モグラ打ち、初塩売りといった行事である。その背景には疎遠になりかけた集落の絆をもう一度取り戻そうという意識が芽生えたからであろうか。先に今日の生活と「比較検討」としたのは、こういった復活した事例が既に挙げられるからである。無意味との理由で途絶えた行事も、今日の生活のなかに置いてみると改めて光を放ち、先人の知恵が見えてくることもあるだろう。

まずここでは、社会の最も大きな基盤となる人口問題を取り上げる。またいつの時代でも病の克服は人類の大きな

課題である。なかでも牛痘が発見されるまで最も恐れられた病は疱瘡であったが、その予防として執られた習俗に注目する。更に今日の社会では全く姿を消した水上生活民、当地方では家船衆といったが、特に瀬戸内海一帯では海の民として活き活きと生活していた。かつての大村領でも外海の一地域には存在した。現代社会では消滅したこの家船にも光を当ててみたい。

家を構え日常の生活の場を屋敷と称してきた。そのたたずまいは地域によって個性があった。しかし今日の住環境は個性が極めて乏しい。郡川の扇状地に開けた大村地方は、その開墾時に土中から多くの石が出た。その石を屋敷周りにうまく使った石垣は、特に大村地方北部の独特の景観を成している。今まであまり触れられることがなかったその石垣にも注目した。

◆ 記録に残された生活民俗

■ 一・大村地方の人口と日常食

国や一地域を見ると、そこに何人の人々が生活していたか、すなわち人口は大きな社会の基盤となっている。市町村の規模を示すときに、我が町は人口何万何千人と示すことが、よくそのことを現わしている。現在の日本の人口は一億二〇〇〇万人余を数えるが、江戸時代の日本の人口、また大村湾を取り巻く大村藩領の人口はどのくらいあったのか。

江戸時代の人口調査は八代将軍の徳川吉宗の享保六年（一七二二）から始まり、それ以降幕末までの推移については、旧制大村中学校を卒業し和歌山大学で人口問題をライフワークとした関山直太郎の研究がある⁽¹⁾。天明の大飢饉直後の寛政四年（一七九二）の二四八九万四四一人を底として、文化十一年（一八一四）の二七二〇万一四〇〇人を最大とする。江戸時代の人口はこの数値の間を増減し、大まかに江戸期の人口は二六〇〇万人ほどといっていよう。

大村藩の人口は六度の調査結果が残るが、表1-1のとおりである。

表1-1 大村藩の人口

年号	西暦	人口(人)	出典
貞享 2年	1685	56,642	[九葉実録]
宝永 2年	1705	69,393	[御日記抜萃]
享保 2年	1717	76,112	[九葉実録]
享保 10年	1725	82,956	[九葉実録]
享保 12年	1727	84,490	[九葉実録]
安政 3年	1856	116,273	[郷村記]

て進めたために全国に普及することとなった(5)。

大村藩の具体的な人口政策を見ると、「九葉実録」の①享保三年(一七七八)六月二十七日と、②寛政元年(一七八九)十二月の「農民江之御示」にそれぞれ次のような布達を出している(6)。

①凡ソ人民三十以下妻ヲ娶ル勿レ

②兼而被御出候通、三拾歳以下之者女房持申問敷

これによると、男子は三〇歳以下での婚姻を禁じていた。実際にこの規定が機能したのか調べる必要がある。「九葉実録」には文化十年(二八一三)閏十一月六日の事として、松並に住む禎蔵という人物が、二八歳にして妻との間に子供をもうけたことが判明し、「押込」の罪に処したと記している(7)。享保年間に出生された三〇歳以下結婚禁止の藩法は、一〇〇年後の文化年間にも厳として機能していた。

女子の場合の婚姻年齢については、文化七年(一八一〇)八月二十四日付で戸町村から大村藩に出された「願上」に

表1-1は記録上判明する六期の人口を示したが、全体的に見ると江戸期の早い時期・貞享年間の五万六〇〇〇人余の人口は、幕末安政年間には一萬六〇〇〇人余と約二倍に膨れ上がっている。その間の推移を見ると、判明する時期が偏っているとはいえず、人口は微増の傾向にある。

江戸期には何度かの飢饉に見舞われるが、表1-1に示した享保十二年の五年後の同十七年には全国的な飢饉により一六万九〇〇〇人が餓死したとの記録もある(2)。その際に大村藩には一人の餓死者も出なかったと「九葉実録」は記す(3)。その理由が「見聞集」巻五十九に「常々琉球芋沢山二作仕候」(4)とあるように、藩内に広く栽培されていた甘藷が藩領民の飢えを救ったのである。やがて大村藩の甘藷栽培は幕府の知るところとなり、飢饉の翌年、享保十八年(一七三三)に幕府は大村藩に種芋一〇俵を求めてきた。しかし甘藷は傷みやすいために、苦心した末に三〇〇斤の種芋を無事に江戸に届けている。これを機に青木昆陽が甘藷を救荒作物とし

興味深い内容が含まれている(8)。その一節にまず次のようにある。

女式十五歳ニ不相成候而者縁付不相成段被仰出堅相守申候

藩の定めに女子は二五歳にならないと縁付いてはならないとあるので、戸町村ではそれを堅く守っていた。ところが、近年之振合ニ而者、式拾歳前後之女從御料縁談仕候付、親類共ハ強而相断候得共、御料之風俗之由ニ而駕船等乗参り無理ニ押取候付、此方ハ取返ニ参候得者其所之者共参り居、何分ニも取返不相成其儘差置候得者、内證方相応之處へ者無據有付候由ニ御坐候

と近年の実情を訴える。

すなわち近頃は二〇歳前後の娘がいると、天領長崎の方から縁談の話があるが、藩の定めに嫁入りは二五歳からとなっているので断っている。ところが長崎ではこれと思しき娘がいると、駕籠や船を仕立てて娘を無理に盗んでいく嫁盗みという慣習があつて、これが戸町にまで及んできている。盗まれた娘を取り返しに行くものの、為す術もなく娘をそのまま置いて帰ってきているというのである。

この天領長崎での嫁盗みについて『長崎市史』風俗編上(9)には、三浦梅園が「著歸山録」に記した長崎での嫁盗みを紹介し、更には「長崎名勝圖絵稿本」に描かれた嫁盗みの絵も収録している。戸町村の願上に記されるように、長崎には事実、こういった風俗があつたのである。

更に戸町村からの願いは、嫁盗みの影響とその解決策を次のようにも述べる。

右之次第相考候得者、此以後女ハ減少ニ相成候而村中ニ而縁組不相成候、(中略)女之儀者年齢無御構縁組御免被下置候様奉願候

嫁盗みによつて村の娘は減つてしまい、村中での縁組みができない状態である。娘の婚期について年齢にかまいなく嫁にいけるよう、先の二五歳以上という定めを廃止して欲しいとの願いであつた。

大村藩では男子が嫁を取る年齢を三〇歳以上と定めたのと同様に、女子は嫁入りの年齢を二五歳からと定めていた

ことが分かる。なぜ婚期を規定したのか、恐らく晩婚の奨励によって人口増加を調整したものと思われる。

現代社会にあつて若者の晩婚化によって出生率が低下し、結果として人口減少が大きな社会問題となっている。それとは逆に放置すれば人口増加が懸念されるために、大村藩では現代の社会問題である晩婚を規定することにより増える人口を調節したのである。当時の人口調整策として墮胎・間引きが挙げられるが、大村藩でのその実態はよく分らない。それとは別の視点で晩婚策が講じられたことは注目に値しよう。

その晩婚策は、男子の場合には享保三年には確認できた。女子の二五歳規定は、たまたま文化七年の戸町村からの願上によって知られた。人口調整策であれば男女同時期に規定しなければ効果は望めないから、男子と同じように享保年間には既に規定されていたのではなからうか。

晩婚政策により産児制限が行われたことは、大村藩では放置すれば人口が増加する傾向にあつたのである。その増加する原因を、大村藩の食料事情の視点からとらえた有菌正一郎の研究がある¹⁰⁾。

同氏は大村藩領での村人一人当たりの米の可能消費量を〇・二一石と推定して、他領と比較して極めて低い実情から、村人は何を食べていたのかという疑問から始まる。大正六年編纂の『東彼杵郡誌』を手がかりに、旧大村領での近代の食生活が麦とともに甘藷が多いのに注目する。更に『大村郷村記』に村々の「賣出物」(商品)として鰯と芋が多く出回っていることから、江戸時代の大村人の飯は麦と少量の米に芋と鰯を食合わせていた。鰯を加えることによりタンパク質を補い、栄養的にもよくバランスが取れていた。この日常食が大村藩の人口増加を支えたと結論付けている。

■二・ 疱瘡予防の習俗

一・ 山揚げ・跡祓清め

一九八〇年(昭和五十五)に世界保健機関(WHO)は、疱瘡(天然痘)の菌はこの地球上から消滅したと発表した。接触感染し致死率の高いこの病は、永年に亘り人類に恐怖を与え悩まし続けてきた。一七九六年に英国の医師ジェ

ンナーによって牛痘が発見され、牛痘の接種により予防法が確立すると、この病は終息へと向かっていく。

日本に牛痘がもたらされたのは幕末の嘉永二年（一八四九）であった。バタビア（インドネシア）から長崎出島のオランダ商館に伝わった牛痘は、またたく間に日本各地に伝わり効果を現していく。

しかしここに至るまでは、その予防法や発症後の措置には呪術的な方法が講じられてきた。ここでは牛痘が伝わる以前の疱瘡に関わる習俗を見ていくこととする。

大村藩領内での疱瘡の流行を伝える史跡として、旧萱瀬村田下郷（現田下町）の霊魂塚がある。萱瀬村「郷村記」の「霊魂塚之事」の項には次のように記される①。

高サ六尺程の野石なり、石面に靈魂の文字を鐫す、其下に細字の銘文あり略之 是ハ元文三年田下郷に疱瘡大に流行、其病に罹て死亡の者凡六拾有余人なり、依て其靈魂を弔はんが為に、此所に石碑ヲ建祀之と云ふ

この銘文によると元文三年（一七三八）に田下郷に疱瘡が流行り、六〇名余が死亡したという。一度発生すると一挙に多数の命を奪う恐ろしい病であった。

大村城下の町横目の田崎斧右衛門が書き留めた天保十三年（一八四二）から同十五年までの「諸願届何書之控」②には、天保十三年の疱瘡患者発生について次のような「口上」がある。

本町波戸江罷在候嘉藏女房やよ与申者、頃日不快ニ御座候處、疱瘡等敷有之候ニ付、昨夜古田山江山揚仕候段、五人組合申出候、此段御届申上候、跡被清メ遠慮等共御法之通堅申付置候、以上

大村城下の波戸に住む嘉藏の妻が疱瘡に感染したことが分かる。この「諸願届何書之控」には城下内にはたびたび疱瘡が発生したことを記す。同十四年の一月四日から五月十二日までの間に一人、同十五年の三月十四日から七月七日までの間に一四人が感染した。

患者が発生すると決まって三つの措置が取られている。先の記録にも見えているが、一つ目は患者を古田山への山揚げすること、二つ目は跡被清めという患者の家を祓い清めること、三つ目は患者の家族には「遠慮」を申し付

け外部との接触を禁じたこと、このような措置により疱瘡の蔓延を防いだのである。

まず山揚げした場所は疱瘡小屋といわれる隔離施設であった。長崎を訪れた小林一茶は、街道筋から疱瘡小屋を
実見し、次のような一句を残している(13)。

灯ちらちら疱瘡小家の雪吹哉

人里離れた山中の疱瘡小屋に収容された患者には、薬・食物・衣類が届けられた。その運び役を疱瘡の経験がない者が務めると感染するために、疱瘡を一度患い免疫をもった者を「山使」として雇い入れ、患者の元への運び役を依頼することが多かった。実はこの山使を雇うのには大変な費用がかかり、当時「疱瘡百貫」という言葉が使われ、家内に患者が出ると大変な出費を伴い家計が傾くほどであったという(14)。

やがてそのうちに予防・治療を行う痘山(種痘所)が山中に開かれていく。大村地方での痘山としては、長与俊達が文政三年(一八二〇)開設した古田山(15)が最も有名であるが、そのほかに文政八年(二八二五)に芳陵栄伯が開いた菖蒲谷(16)、それ以前に芳陵氏が関わった快方平などがある。先の町横目田崎斧右衛門の記録のなかに、波戸の嘉蔵女房「やよ」を古田山に山揚げしたとの記録があったが、ここに見える古田山とは長与俊達の痘山のことである。

長与俊達は疱瘡の予防法として、疱瘡患者の瘡蓋の粉末を水に溶いて腕に接種する腕種法を独自に開発していた。いわゆる古田山法といわれるもので、それ以前に行われていた瘡蓋の粉末を鼻から吸わせる鼻種法と比べると、予防法としてかなりの効果を發揮した。

腕種法を行うと発熱し軽い疱瘡の兆候が体に表れ、顔面にも瘡が発疹しその瘡蓋がとれる頃に「酒湯式」が行われた。「酒湯」は「笹湯」とも記し、温湯を竹の



写真1-1 古田山種痘所跡

笹にひたし瘡蓋がとれた患者にふりかける儀式である。その後は清め小屋において衣服を改め入浴した¹⁷。この酒湯式は種痘の効果が現れて体内に免疫が生じ、一段落した際に行われる一種の通過儀礼である。酒湯式を迎えると、酒湯の祝いと称して家毎に親戚縁者が集まって酒宴を張った。痘山での種痘から快方安定期に入り、酒湯式を経て下山するまでの期間は約五〇日であった。

昭和三十年代まで結婚式の宴席の冒頭に、童子が新郎新婦に湯を笹で振りかけるといふ儀式が行われていた。この所作が何を意味するのかよく分からないが、種痘の快方祝いとして行われた酒湯式と類似している。酒湯式がどの地域まで行われていたか不明であるが、大村地方では少なくとも行われていた。種痘の快方祝いとして行われていた酒湯式が、祝いの場である婚礼の席にも転じて行われるようになったとも考えられる。

疱瘡患者が発生した場合の二番目の措置が、患者の家の跡被清めであった。文字どおり山揚げして患者がいなくなった跡(家)を祓い清める宗教的行事である。習俗的な祓いであるから神社の神職というより、町中に院坊を構えた修験者によって行われたものと思われる。病の穢れを祓いという神道的所作で清め、疱瘡が蔓延しないように祈ったのである。

疱瘡発生時に神道での祓いが行われたことは、別の機会にも見られる。

安永七年(一七七八)六月の頃、彼杵村で疱瘡が流行った。彼杵からの街道が通る杭出津辻田の観音寺から藩に対して一通の願いが出されている。観音寺は藩から同寺境内で彼杵方面から来る往来人を祓い清めて、疱瘡の蔓延を防ぐように命じられた。しかし境内に往来人を多く引き込むことは疱瘡に感染する危険があるとして、次のように願っている¹⁸。

境内外向江二畳敷程假小屋出来、被仰付候ハ、不断山伏老人召置、時々祓清為仕直ニ罷通候様仕度候間此段奉願候

寺院境内外の向かい側に、祓いを行う二畳程の仮小屋を建てる場所がある。ここに祓小屋を設けて山伏一人を配

置し、彼岸方面からの往來人を祓い清めて城下に入れるようにしたいとの願いであった。ここにも祓いによって瘡の蔓延を防ごうとする試みが見られる。瘡瘡が発生すれば神道的な祓いが常套的に行われていたことが分かる。その祓いを行う者は先の例でも山伏と見えていた。世俗的な民間信仰に深く関わっていた山伏が行うことが常であつたようだ。

結果的にはこの辻田の祓小屋は、地元住民の反対があつて実現せず、城下から離れた竹松村原口の聖宝寺境内に変更して建てられている。

今日でも大村地方では死者が出るや葬儀の後に、亡くなった人物の家や神棚を祓い清める後祓という行事が行われる。死後の後祓と瘡瘡の跡祓清めとは、死に伴う穢れ、感染病発生に伴う穢れという違いはあるものの、尋常でない事態に発生した穢れを祓い清めるといふ点では酷似している。後祓がいつの頃から大村地方の慣習となつたのかよく分からないが、この双方の祓いはどちらかが起源となつて起こつたと考えられる。詳細は第二章の信仰と芸能の第一項に「後祓」の項目を立てて後述する。

瘡瘡が発生すると山揚げと跡祓清めが行われることを述べたが、瘡瘡の発生を未然に予防する習俗もあつた。文政九年（一八二六）に大村領を通つたオランダ商館医・シーボルトは、大村領での予防策に注目し江戸参府の日記について次のように記している¹⁹。

天然痘は大村地方では放置しておかない。子供がこの病氣にかかると、人の住んでいない山に連れてゆかれるか、或いは自分からその土地を離れねばならない。（私は以前、回復期の病人たちの行列を見たことがある）それで成人もこの病氣にかかつて死ぬことがある。また接触伝染性のこの病氣を防ぐために、山伏が藁繩を張りめぐらすのには関心した（厄除の注連）。

シーボルトも山揚げに注目し、加えて感染予防のために注連繩を張り巡らす習慣に関心を寄せている。ここでも山伏が注連繩を張るのだという。

シーボルトより四〇年ほど前の天明八年（一七八八）に、大村を通った司馬江漢も「西遊日記」[20](#)の中に大村町場の様子を記す。

城下家ゴトにしめを張り、入口は香をたきあるを見て、甚た怪み、問屋場にて之を聞くに、此地疱瘡をきろふ、此節長崎邊流行す、夫故にかくの如しと云ふ、夫故か婦人甚たよし

司馬江漢の目にも家毎に張られた注連縄が映り、更には玄関口では香が焚かれていたことに驚いている。注連縄は聖の部分と俗の部分とを分ける一つのライン、結界の役目をもつから、注連縄を張ることによって病の穢れが入ってくるのを防ぐという意味があった。

大村は疱瘡を嫌う地であったために、婦人方の器量が甚だよいという。恐らく疱瘡の後遺症として残る痘痕あばたかお顔の女性が少なかったのであろう。

このように見ていくと牛痘が伝わる以前、大村地方での疱瘡に関わる習俗として、患者が出ると山中の隔離施設への山揚げ、患者宅の跡祓清め、また木戸口に張られる注連縄、香を焚く慣習、こういった宗教的・呪術的行為が、大村地方での疱瘡予防の習俗として定着していた。

二・山中に残る疱瘡墓

平成十一年に大村市の雄ヶ原の山中に、大量の疱瘡患者の墓石群が発見された。翌年、大村市教育委員会により発掘調査が行われ、当地の字名に因んで雄ヶ原黒岩墓地と名付けられた。

この墓石群のすぐ上手には「菖蒲ヶ谷」という地名が残り、前述した種痘医の芳陵栄伯が開いた菖蒲谷種痘所があったところである。この種痘所は文政八年（一八二五）に開設されるが、それ以前から永年に亘り池田分の疱瘡所が設けられていた。その下手に位置する黒岩墓地は、菖蒲谷疱瘡所に山揚げされて死亡した者たちの埋葬地と思われる。

そのうち、墓石銘があるものに限って一覧すると表1-2のとおりである。

表1-2 黒岩墓地墓碑銘一覧

(平成12年4月調査)

NO	年号	年	月	日	西暦	墓碑銘
1	延享	2	10	24	1745	雙樹常栄信士
2	明和	4	3	8	1767	みねのひら ○斎妻墳
3	明和	6	3	12	1769	飯元行響可辨信士
4	天明	8	12	19	1788	柴田勘助墓
5	寛政	6	2	16	1794	一瀬武助
6	寛政	8	6	22	1796	慈詮日教法師 萬歳山二十世日簡弟子
7	寛政	8	7	27	1796	岩崎榮三〇里婦
8	寛政	8			1796	坂口村 利七
9	寛政	12	正	29	1800	清山妙香 川津門口求
10	文化	10	11	19	1813	妙現信女 山口氏そい
11	文政	3	5	11	1820	釋妙圓信女 俗名そえ 二十三才
12	文政	4	4	24	1821	乘連信女 松山〇〇熊八妻 〇才
13	文政	10	2	20	1827	釈玄心
14	文政	11	11	4	1828	辻田 〇〇氏 むら女
15	文政	13	正	10	1830	松本友助妻その
16	文政	13	5	9	1830	聖宝寺 嘉左衛門
17	天保	6	6	10	1835	俗名なつ 池田分古町惣七妻
18	弘化	3	2	7	1846	寶海信士 初次郎 年六十五才
19	丙午	3	3	13	1846	池田分 〇〇寅治
20	弘化	3	3	14	1846	池田 末五郎
21	弘化	3	3	29	1846	淨徳院妙貞霊 大申氏かの 行年二十七才
22	弘化	3	4	19	1846	並松 〇清左衛門
23	弘化	3	4	26	1846	下小ろ口 はる
24	弘化	3	12	10	1846	妙意童女 新城浦てつ
25	弘化	3	12	16	1846	義淨信士 三次郎 廿七才
26		辰	3	29		今津 庄五郎
27		午	2	8		田崎嘉左衛門
28			4	2		小ろ口 〇〇兵右衛門
29			5	3		今津 ふい
30						いけだ 〇〇太兵一
31						池田分松山 〇〇世八母 俗名さち
32						大仁田 〇〇藤之丞妻
33						佐古川 えつ
34						前船津 〇〇藤十郎
35						柴田 與左衛門妻
36						是了信士

墓石に没年月日・名前・居住地などの刻銘があるのは三六例である。これらの碑銘に従う限り、黒岩墓地の時代幅は延享二年（一七四五）から弘化三年（一八四六）までの一〇一年間と長期間に及んでいた。

被葬者の居住地は、南部の方から前船津（久原分）・柴田・新城浦・辻田・佐古川・古町・峯の平・池田・池田分・松山・並松・坂口村（以上池田分）、下小路口・小路口・聖宝寺・今津（以上竹松村）、大仁田（福重村）などと確認できる。この瘡瘡所は池田分に属するが、被葬者の居住範囲は玖島城南手の前船津から地元の池田分は勿論のこと、北部の竹松村、更には福重村と広範囲に及んでいる。したがって菖蒲谷痘山では池田分領民のみならず、前述の広い範囲の領民に対し山揚げや瘡瘡の治療・予防が行われていた様子が見える。

没年が記される二五例に注目すると、そのうち弘化三年（一八四六）の没年が八例を数える。その年の二月から四月までが六例あり、この時期に疱瘡が流行したのであろう。死亡年刻銘は二五例と限られているものの、長与俊達による牛痘接種が始まる嘉永二年（一八四九）以降の墓石は全く見当たらず、この点からも牛痘接種の効果が現れ死亡者が出なくなったことを伝えている。

墓碑銘に記される個々の人物に注目すると、表1-2 No.6の日教法師は「萬歳山二十世日簡(2)弟子」とあるように本経寺の僧侶であった。この僧侶の墓石を他のものと比べると、規模も大きく碑銘の陰刻も鮮明であり僧侶に相応しい墓石が詠えられている。これに対してNo.23の「下小ろ口はる」の墓石は、写真1-2でも判るように碑銘陰刻は明らかに素人彫りである。被葬者縁の者が急ぎ素人手で陰刻し葬送・立石したのであろう。

No.28の「〇〇兵右衛門」は、唯一その履歴が判明する。「新撰土系録」巻十一(22)に、

元文元年池田山留ヲ勤、役附高二石ヲ賜

とある。元文元年（一七三六）に山留役に就いているが没年は不明である。黒岩墓地での最も古いのは延享二年（一七四五）の雙樹常栄信士の墓石であるが（表1-2 No.1）、〇〇兵右衛門の墓石も山留役就任年代から推測すると、この墓地の中では比較的早い時期の墓石と思われる。

表1-2に収録した三六の碑銘のうち、被葬者名と戒名が記されるのは一三例である。残る二三例には戒名はなく俗名のみである。この二三名は死亡に際して戒名を受けていない。江戸幕府の掟の中に「御條目宗門檀那請合之掟」(23)という幕法があり、その一項目に戒名について次のように規定する。

一、死後死骸に頭剃刀を與へ戒名を授る事、是ハ宗門寺之住持死相を見届て、邪宗にて無之段慥に受合之上にて可致



写真1-2 黒岩墓地 下小ろ口はるの墓石

引導也、能々可遂吟味事

檀那寺の住持は檀家の死亡に際してその遺体頭に剃刀を入れ、死相をも見届けキリシタンではないことを確認して引導をわたすべきこと、そして戒名を授けることとしている。この掟については布達年代が慶長十八年（一六一三）五月と記されるが、一五項目の掟の中に切支丹・日蓮宗不受布施派・同悲田派・離檀の禁止を含むことから、慶長十八年という早い時期の布達とは考えられず、檀那寺からの離檀禁止は享保十四年（一七二九）であるから、享保二十年（一七三五）前後の成立とする見方が強い²⁴。この幕法には成立時期に前述のような問題点があるものの、江戸期の寺院と檀那との関係を規定する基本となった。

江戸期の社会では家毎に何れかの寺院の檀家となり、死亡すると檀那寺から戒名を授かることが定めであった。したがって墓石の表には戒名が必ず記され、俗名は従的扱いで墓石の側面・裏面に記されることが多い。江戸期集落墓地の在銘石塔を見ても俗名が省略されても、戒名が省略される例はない。

こういった江戸期の葬送慣習をみると、黒岩墓地二三基に戒名がなく俗名のみ墓石は異例である。伝染性の強い痲瘡による山中での死亡であったために、檀那寺から戒名を受ける手続きもなく、早急に埋葬されたのである。古河古松軒が大村領での痲瘡対策を、「痘瘡をやめば介抱人を添へて二三里の外なる山に送る事なり。（中略）死すれば其山へ葬り捨る」²⁵と記しているが、黒岩墓地の墓石群も古河古松軒がいうこういった人々の墓であった。

江戸期の檀家制度のなかで生まれたのが、檀那寺に常備され檀家の戒名・没年等を記録した過去帳である。昨今、様々な事情から過去帳は非公開の傾向にあるが、長崎県内の市町村史の中で『多良見町郷土誌』は資・史料編として町内旧伊木力村船津郷（旧大村藩領）の円満寺過去帳のうち、文政二年（一八一九）から同十三年までの一二年間分を収録している²⁶。記録内容に注目すると戒名の左側に「痲瘡ニ而死去」はら「此者茂木ニ而死去致」といった死因・死亡場所の記載がある。恐らく尋常ではない死亡の場合にこのような書き込みがされたものと思われる。

この一二年間の痲瘡での死亡例は二九例を数える。円満寺過去帳はこの『多良見町郷土誌』資・史料編に収録分

以外に安政六年までの通算四一年が現存し、収録死亡者総数は一二〇〇人余、そのうちで疱瘡での死亡者は六九人（五・七五割）を数えるという²⁷。この者たちは過去帳に戒名が記されている。

ただ天保五年（一八三四）の疱瘡患者について次のような書き込みがあるという²⁸。

右疱瘡似容に付山墓所に取り置き書物出ず

死亡した患者が疱瘡に似た容姿であったために遺体は直ちに山中の墓所に埋葬し、その旨の書物（報告書）を差し出したというのである。この記述によって疱瘡死亡者の埋葬の実態がよく分かる。この人物は山中の疱瘡患者隔離施設で死亡したために、そのまま近くの山中墓所に埋葬されたのである。先にみた大村の菖蒲谷痘山で亡くなった患者を、そのまま黒岩墓地に埋葬した例と同じである。ただ円満寺過去帳に記されるこの患者は戒名を得ている。

三・横瀬の疱瘡塚²⁹

西海市西海町横瀬郷（旧大村藩領横瀬浦村）の西平尾墓地と東花川墓地には、疱瘡病没者の靈魂塚が現存する。側面に記された漢文碑銘は二基とも同文であるが、次のように読み取ることができる（□は判読不能）。

嘉永戊申の歳紅毛人牛痘方を授け、埒人に於いて其の證輕易、傳染の患無し、故に官文以て家居これ種す移す、明年男女少長無く盡くこれ種す、而して後時行き自熄す、櫛解土井両山を當て病痘者の治養の處と為す、經年これ久しく死者の墳塚を相望む、盍ぞ従わざる、牛痘大に行い人人痘害を受けず、是を以て吏民相議し官に乞い邑中の塋地に改葬す、且つ以て香火に便す、墳墓主無き者亦ここに合葬す、庶幾□魂魄有りて帰る所としか云う

碑文の冒頭に紅毛人（オランダ人）による長崎での牛痘接種の時期を「嘉永戊申之歳」、すなわち嘉永元年（一八四八）と記している。モーニッケによる出島での牛痘後軽度の疱瘡が発症したのは明らかにその翌年の嘉永二年であった。にもかかわらず碑文にはその前年と記すのは、発症以前からの牛痘の試行錯誤の時期を踏まえてこう記したのであろうか。

この碑文は、大村藩医・長与俊達によって始められた牛痘接種が横瀬浦村でも実施され、疱瘡が撲滅に至ったことを記す。それに伴いこれまで患者の収容施設となっていた櫛解・土井の両痘山が不要となり閉鎖されたという。したがって横瀬浦村でも患者が発生すると、この二つの痘山に収容されていた。ここでも永年の間には多数の死者が出て、山中に葬られたのであろう。その墓所を纏めて参拝に便利のよい場所に立て替えられたのが、冒頭に触れた二基の疱瘡塚であった。

注目すべきは、この疱瘡塚の建立時期がそれぞれ「嘉永五壬子年十一月」と刻まれていることである。大村藩内では諸村庄屋宅での牛痘接種は、嘉永三年（一八五〇）一月から制度化され、横瀬浦村でもこの年から始まった筈である。以来三年目の嘉永五年には、永年に亘り痘山として用いてきた櫛解・土井の両山が閉鎖されその役目を終えた。すなわち牛痘の普及によって村内での疱瘡発生が皆無となり、痘山が不要になったのである。

この旧横瀬浦村の二基の疱瘡靈魂塚は、大村藩での牛痘の実施によって、僅か三年にして領内から疱瘡を一掃した歴史を伝える貴重な存在である。

しかしここに至るまでの疱瘡撲滅の道程は実に永く苦難の道であった。人痘による鼻種・腕種の医療予防が行われた時期までは、平行して疱瘡の穢れを除去する山伏による祓い清め、木戸口の注連縄・香、あるいは種痘後快方への兆候である発症からカサブタがとれる時期に酒湯式といった呪術的習俗も行われてきた。その効果がどれほどあったのか。心身ともに清潔にしておくことは、病気感染の予防の基礎となったであらう。単に呪術的習俗として片付けてしまうには忍び難い。むしろこういった呪術的予防法が圧倒的に長期間に亘り行われてきた。牛痘の効果



写真1-3 横瀬郷・西平尾墓地の靈魂塚

が完璧であったためにそれ以前の呪術的・習俗的対策は見逃されがちである。本稿で瘡瘡撲滅の前史として医療に先立つ習俗にも注目したのは、こういった視点からである。

■三、外海の家船衆

大村藩領の外海地域には、かつて船を生活の場とする家船衆の姿があった。この生活形態は特に瀬戸内海一帯に多く見られ、近世の瀬戸内海の家船衆の本拠地は、安芸郡豊田町能地浜（現三原市幸崎町）と忠海の二窓浦（現竹原市）であったといわれる³⁰。しかし現在では日本列島から全くその姿を消してしまった。東アジアに目を向ければ、香港にはこの水上生活者が存在し、蛋民といわれている。

家船衆の生活を記す記録は極めて少ないが、沖浦和光が愛媛県佐多岬の松崎という漁村で古老からの聞き取った話は、その生活ぶりがよく分かり貴重である。沖浦の著書から引用すると次の具合であった³¹。

もう昔の話じゃのう。今の若い子はそんな漁師がおったことも知らんじゃろ。三、四艘で組になって年に二回か三回か姿を見せよつたが、遠慮がちに村からあまり見えん島影に船を停めて何日か居よつた。谷から水を汲んだり、網を干したり、獲った小魚や海藻を穀物や薪とカエコトしよつたな。わしらとは付き合わんで知らんふりをしよつたが、あの師（漁師）らは釣りの技術がすぐれとるんで、わしらも見て見ぬふりをしながら、ええとこを盗み取りさせてもろうた。

それに子どもらが学校に行けんのが可愛そうじゃつた。漁師には文字も満足に読めん年寄が多いが、ノージもんは全然読めんからのう。じゃけん、子どもらは教育をうけとらんから他の仕事に就くこともでけん。それに陸に上がって村の子と遊ぶこともかなわんじゃつたから、いつも自分らだけで遊びよつた。わしの知っているだけでも二回あつたが、親がちよつと目を離れたすきに、ヨチヨチ歩きの子が船から海に落ちて死によつた。その時は村の若い者もみな出て潜って探しよつたが。やっぱり気の毒で親の顔もまともに見とれなんだな。

ここに「ノージもん」と出てくるのは、家船の本拠地の一つが安芸国の能地浜であったために家船衆を「ノージもん」、

「ノージ」と呼んだ。

大村領の家船については、『新編大村市史』第三巻近世編でも触れているが、昭和四〇年代の現地調査もまじえて再録する。

一・記録される家船

十六世紀の末期から日本でのキリスト教布教に当たった宣教師イルマン・ルイス・ダルメイダは、一五六二年十月二十五日（永禄五年九月二十八日）付で横瀬浦から発した書翰中に、横瀬浦で見た漁夫の生活ぶりを次のように記す³²。

江内には多くの漁夫あり、その妻子とともに海上に生活し、夜は江内に來たりて眠る。

横瀬浦には海上に生活する民が多くいて、夜になると湾内に船を係留して眠ったと伝える。この記述から家船と考えて間違いない。

またルイス・フロイスも一五八六年（天正十四）の日本年報に博多沖で家船を見たときの驚きを次のように記す³³。
筑前の海岸に沿って博多を過ぎ、諸島の間に出了た時、これまでかつて見たことのないものを見た。我等の乗っていた船の附近に六、七艘の小さな漁舟があったが、この舟は漁夫の家となり、妻子・犬猫・食物・衣類及び履物その他、家財一切を載せ、各舟には唯一人船尾に坐つて櫂を頭上に漕いでいたのである。

これによって当時の家船の形態がよく分かる。船には家人と共に家財道具一式が整い、犬猫まで飼い、船が生活の場であった。なかでも船を進めるのに櫂を頭上にして漕いでいたという、フロイスの記述は奇異に感じる。

フロイスはこの記録を報告した前年の一五八五年（天正十三）に、西洋と日本の習慣の違いを六〇八項目に亘つて比較し記録している。その第二章の「船とその習慣、および道具について」の項で、日欧の違いを次のように記す³⁴。

われらの水夫は、漕いでいる間は坐つており、しゃべらない。日本の水夫は、立ち上がり、ほとんどいつも歌つ

ている。

船の櫂を西洋では座った位置で、日本では立った位置で漕ぐと異なることを指摘する。フロイスが博多沖で見た家船の水夫が頭上で櫂を漕いでいたのは、本来、立って漕ぐべきところを座っていたために、頭上で漕ぐこととなったのであろう。双方の記述は矛盾しない。

このようにダルメイダの横瀬浦、またフロイスの博多沖での実見によって、一五〇〇年代の後半期には九州地方の家船の存在が確認できる。

沖浦和光は瀬戸内の家船衆は安曇系、宗像系、住吉系、隼人系に大別できるとした上で、いずれも九州を故地としていた点から、横瀬浦を含む西彼杵半島の家船衆と相通じていたのではないかと指摘する³⁵。

ダルメイダが横瀬浦の家船を記した永祿五年には、この浦は大村純忠によって南蛮貿易港として開港された。ポルトガル船の入港に伴い船荷の積み下ろしが必要になってくるが、同浦を勝手知った家船衆がその役目を引き受けたことも充分考えられる。同浦にはそういう役夫がいたことも開港に至る遠因ではなかったのか。

近世に入ると西海地域での家船の存在は大村藩「郷村記」に登場し、嘉喜浦村の分では次のように伝える³⁶。

夫家船は由緒在り手往昔より當領内に居住す、家内平常船住居なり、櫓は式丁に限る、片櫓なり、魚漁を以て産業とす、従来家船中而已嫁娶し、外人に縁を結はず、今嘉喜の浦に三拾八艘、崎戸浦に式拾九艘居住す

「郷村記」の調査が行われた幕末の安政三年（一八五六）の時点では、嘉喜浦村に三八艘、崎戸浦村に二九艘がいた。また加えて瀬戸村「郷村記」³⁷には同浦の数を六三艘とし、その来歴を次のようにも記す。

右船何の比より始りや由緒有之よし申傳ふれとも、来歴詳ならず、文明年中、信濃守純伊加々良嶋潜居の砌、忠節を盡せし趣、嘉喜の浦家船所持の書に見えたり

来歴不詳としながらも嘉喜浦、崎戸、瀬戸の家船は、ルイス・ダルメイダが横瀬浦で見た家船の流れを汲むものであろう。とすれば中世の時期から西海地域の沿岸部にはこの家船衆が数多くいたものと思われる。

この家船と大村氏の関わりについて、先の瀬戸村の記録中には大村純伊が有馬貴純の攻撃を受けて敗北し、大村領を脱出して最終的には呼子沖の加唐島に潜伏した際、忠節を尽くし主君の脱出・潜伏を手助けしたと記す。その敗走の時期は永く文明六年（一四七四）とされてきたが、新史料の発見等によって文龜元年（一五〇一）頃と訂正すべきである³⁸。家船衆が大村純伊の敗走に関わったことが事実とすれば、一五〇〇年代の初めには西海地域の沿岸部には家船衆がいたことになる。

近世での活躍を嘉喜浦村「郷村記」³⁹によって見ると、正保四年（一六四七）に來航が禁止されていたポルトガル船が突如長崎港に入港する。その初動警備として家船衆が港口の高鉾嶋とかげの尾の間に大綱を張り、更には高崎・女神崎の間に船筏となって入港を阻止している。

また同村「郷村記」⁴⁰に収録される「代々家船江相渡候書附」には藩領海での自由な漁労が許されるとともに、「公役并臨時之船手御用無懈怠可相勤者也」とあって、大村藩の海に関する恒例、あるいは臨時の船役目を任されていた。文政元年（一八一八）には嘉喜浦・崎戸浦の家船衆は、大島之内の寺島に移住させられ、一族の本家筋には野地一反、同島に家を構えた者には五畝が与えられた。病気や大風のときの待機用として家を構える者もいたのである。しかし天保七年（一八三六）に寺島に藩用の牧場が置かれると移住を余儀なくされ、嘉喜浦・崎戸浦の支配となり、嘉喜浦の下波用山のうちに三段の山を与えられている⁴¹。この山から日頃の生活に必要な薪を取り、漁具の材料となる竹などを取り揃えたものと思われる。

瀬戸の家船衆については、三枚帆程の船に妻子とも乗り組み、冬と春は鮑を取り、四月から六月までは葛網^{かまあみ}、七月から九月までは鮎網^{かまあみ}を引き、常習的には銚で魚を突き漁を行った。また惣領が嫁を取ると、親はそれまで生活した船中の胴の間を譲って艫の間に隠居したという。天保十一年（一八四〇）には多以良村に山四段をもらっている⁴²。ここに見える葛網漁とは、木片がついた網（葛網）を下ろして曳くと、木片の音に驚いて逃げ惑う鯛や小魚を捕る漁法であった。うるくず（鱗）まで捕るために地獄網ともいわれた。

室町時代の末期から上方で発達し、江戸初期に江戸湾や西南地域に伝播し、この漁には船七艘と漁夫四〇名以上を要したといわれる。

明治以降も家船衆は健在であった。明治八年（一八七五）「神社明細調帳」⁽⁴³⁾には崎戸浦鎮座の浅間神社の氏子数が一三五戸と記され、「外に家船三十五艘」、同じく崎戸郷の乙姫神社についても「家船二十五艘」とある。また平島の事代神社の境内絵図⁽⁴⁴⁾には、神社下手の入江波戸には「家船波戸」と記され、家船の漁労が平島一帯にまで及び、家船用の船溜があったことが分かる。

明治三十五年（一九〇二）の長崎県水産課の調査では、瀬戸村に一二〇艘、崎戸村に五六艘とあり近代に至るまで健在であった⁽⁴⁵⁾。

西海市大瀬戸歴史民俗資料館には、明治三十九年（一九〇六）に福田村漁業組合と瀬戸の家船が交わした次のような「入漁契約書」が所蔵されている。

- 一、三重村漁業組合地元ニ於テ瀬戸村島頭福松外九十九名、代表島頭福松ヨリ登録申請ノ銚船罟網葛網キビナゴ網ヤズ網漁業ニ付、無償入漁ヲ認ムル事
- 二、葛網及罟網キビナゴ網漁業ハ、三重村漁業組合ニ於テ専用漁業ノ免許ヲ受ケタル漁業ニ直接妨害ヲ與ヘザル様操業スルコト



写真1-4 家船模型
(西海市大瀬戸歴史民俗資料館所蔵 西海市教育委員会写真提供)



写真1-5 平島の事代神社絵図に描かれた「家船波戸」
(長崎歴史文化博物館収蔵「神社明細調帳 第十八大区／西彼杵郡」)

明治三十九年六月二十日

福田村漁業組合理事

専用漁業者 白石源太郎

瀬戸村島頭福松外九十九名代表者

入漁権者 島頭福松

島頭福松という人物が瀬戸家船衆を纏める頭であったのであろう。その率いる九九人は、三重村漁業組合の海域において銚船、鮎網・葛網・キビナゴ網・ヤズ網を用いての漁業が無償で許されていた。しかし三重漁業組合の専用漁師の操業に妨害にならないようにとの条件が付されている。獲物は網の種類から鮎・黍魚子・ヤズ(鰯)などであった。

また同館には「家船由緒書」も伝わる。前述の有馬氏との合戦に敗れた大村純伊を支援した功績によって、領海で漁は勝手次第との旨を記す。領主からのお墨付きであるから、末代まで大切に保存してきたものである。

その末尾にはその伝えてきた経緯を記す。

大正二年三月當村光明寺在勤河野昇道氏尔依頼して表装再調す

家船郷 鈴川與五郎

大分縣宇佐郡龍主村 河野昇道(花押)

表装再調者

永年の保存によって大切なお墨付きが痛んできたのであろう。鈴川與五郎という人物が、瀬戸の檀那寺住職に頼んで表装のし直しを行っている。鈴川與五郎の居所を「家船郷」としているが、拠点とした福島にあったのであろう。

二、昭和四十九年の調査ノートから

現西海市の大島と崎戸島は中戸橋で結ばれるが、旧中戸橋の崎戸側のたもとに中戸の集落がある。ここが家船衆

の陸に上がり定住した場所である。当初はこの地区に簡単な家を構え、家船での漁も行っていた。昭和四十九年（一九七四）の調査では三〇年から四〇年前まではその形態が見られたという。昭和二十年（一九四五）の戦後を境にした頃から家船衆は全く消滅したものと思われる。

この集落に定住し始めたのは、冒頭に引用した瀬戸内の家船の暮らしにもみえたが、子供の教育の問題であった。義務教育の普及によって子供の通学のために陸への定住が始まった。中戸集落は元々の住民と家船衆とが混在している。

中戸の家船衆は獲った魚を対岸の七ツ釜に運び、その地の農産物と物々交換を行っていた。用いた船には藁茅で屋根を設けていた。

崎戸にはもう一つ家船が定住した場所があった。今泊の集落である。崎戸島の南部には本郷の島があるが、その本郷島の向かい面が今泊である。

本郷での平成二十七年（二〇一五）の聞き取り調査では、昭和八年（一九三三）生まれの人物（八二歳）の記憶では、小学校六年生の頃に家船から学校に通ってくる同級生がいたという。この記憶からも昭和二十年の頃までは家船は健在であった。

瀬戸の家船は現西海市大瀬戸町の沖に浮かんだ福島が定住の場所であった。中でも向島地区である。現在この福島と大瀬戸地区との間は埋め立てられ、陸続きとなっている。

この地域では昭和三十四年（一九五九）頃まで家船での漁が見られた。

筆者は昭和四十九年十一月に、佐世保競輪場近くの海岸に係留されている家船二艘を実見した。全長一〇メートル位で、船中には洗濯物が干されて一見して一家全員が生活している模様がうかがえた。かなり老朽化した船であったが、想像以上に大きかった。

（久田松和則）

二 近代の人々の生活風景

■ 一、下諏訪地域の生活風景

現在の大村市西大村地区の諏訪地域には、明治四十年代～昭和十三年（一九〇七～三八）に至る郷の記録が現存する。現在でいえば町内会記録に当たりますが、次の三記録である。

- 一、原口・藤ノ川郷記録 明治四十年十二月～大正二年四月二十二日
- 二、諏訪ノ元郷盟約 昭和四年一月
- 三、諏訪ノ元郷日誌 昭和十二年四月一日～同十三年三月十七日

明治の時期には当地域は「原口・藤ノ川郷記録」の名称から、原口・藤ノ川郷といていた。現在の諏訪神社一帯から下手にかけて上原口、下原口の小字名が残り、この付近が原口郷であった。その原口郷に沿って萱瀬に上る萱瀬道が通るが、この萱瀬道を隔てた一帯を小字名で藤ノ川という。すなわちこの一帯が藤ノ川郷である。この郷の下手（南側）に藤の川という小川が流れている。恐らくこの川名に因んで「藤ノ川」の小字名・郷名が生まれたものと思われる。この範囲から原口・藤ノ川郷とは、現在の諏訪一・二丁目の一部に該当する。

原口・藤ノ川郷は明治四十二年（一九〇九）の時点では、氏神社である富松神社に納めた祭典費の戸数から、原口が一四戸、藤ノ川が九戸、合わせて二三戸となった。翌年には原口に一戸の減少が出て二二戸であった。現在この地域で町内会を組織する下諏訪町の戸数は平成二十七年で六五七戸であり、明治末からすると約二九倍に増加し隔世の感がある。

昭和四年（一九二九）の「諏訪ノ元郷盟約」によると、昭和三年十一月の昭和天皇即位に当たって行われた大嘗祭（御大典）を

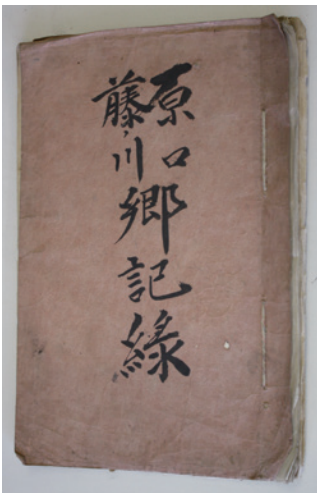


写真1-6 原口・藤ノ川郷記録 (個人蔵)

記念して、原口・藤ノ川に隣接する楠ノ本・諏訪の小字地域が合併し諏訪ノ元郷となった。合併に伴い前掲の「諏訪ノ元盟約」という郷内の取り決めが必要になったのである。戸数も従来の二三百戸ほどから四四戸に増加した。

原口・藤ノ川郷、そして昭和四年から四郷が合併した諏訪ノ元郷の明治・大正・昭和時期の暮らしぶりを見ていきたい。

一・懇親・信仰・教育

郷民の懇親の場として春には花見会が行われている。明治四十五年（一九一三）の五月五日には佐藤好太郎宅を座元として集った。会費は一〇銭から二〇銭の寄附とあって、任意に各戸から集められた。明治四十二年の記録では五月十一日に「春願成就」を河野宅において施行している。この行事は産土神の富松神社に郷民揃って参拝し、稲の植え付けに際してその年の豊作を祈る郷願成就という祈願祭である。神社での行事を終えて河野宅で飲食をもにする直会が行われた。費用は一戸宛で一〇銭であった。

前の五月五日には花見会とのみ記されるが、明治四十二年の記録と開催の月日からすると、郷願成就後の宴席と思われる。富松神社に詣でるこの郷願成就は、西大村一帯では今に至るまで行われ、町内会単位、あるいは班ごとに行う町内もある。農家が減少した今日では、豊作を祈るとともに町内の安全祈願祭という意味合いに変わりつつある。

当時は今日以上に地域社会と神社がより密接であった。当地区の氏神社・富松神社に関わる記録が頻繁に登場する。富松神社の秋季祭典は明治十二年（一八七九）以降、旧暦の九月十八日を陽暦に換算して十一月三日に行われてきたが、明治四十三年から伊勢神宮の神嘗祭に合わせて十月十七日に改まったと記す。神社側の記録では何時かの時期に変更したか不明であったが、この「郷記録」によって明治四十三年と明らかになった。

明治四十三年十二月十日には、富松神社社職の給料として、同年の六期分五四銭が村役場に納められている。当時、神社は国家の管理下にあり、社格に応じて神職には給料が支給されていた。西大村地区の氏神・富松神社は村

社であったから村役場からの支給であった。その神職手当が原口・藤ノ川両郷からも集められたのである。十二月に六期分が納められていることから、二ヵ月毎に一期分が徴収されたのであろう。

明治四十年代の給料額は不明であるが、明治十二年の「富松神社記事」には年俸三〇円とあり、これを賄うために氏子一一九五戸から一戸宛て二銭六厘が徴収されている。

この地域は池田山に鎮座した熊野神社の氏子でもあった。明治四十二年十月二十八日には、祭典費と神社に通じる道路修繕費として各戸四銭ずつ集められた。祭りは翌二十九日であったが、世話役が両郷から二人出ている。

昭和十二年（一九三七）十月十一日の記録では、富松神社の社務所改築寄附金の一時払いを満場一致で可決と見えている。富松神社では明治四十一年に建てられた前社務所が老朽化したために、昭和十五年（一九四〇）の皇紀二六〇〇年記念として社務所改築が計画され、建築費用は一五〇〇円であった。その費用を氏子からの寄進に頼ったのである。この決議からほどなく、十月十七日にはこの地域からは合計五四円三八銭が納められた。翌十三年三月、竹松駅前にあった旅館を解体移築し社務所改築は完了した。

この地域の小学校は西大村小学校であったが、児童数の増加によって増築の必要が生じ、明治四十一年の村会議において予算額一七〇〇円余が可決された。二〇〇円を住民からの寄附、残額は村税であった。原口・藤ノ川郷からは原口・佐藤・山下・河野・佐藤・出口の各家から合計一二五〇銭の寄附が出され、他の家からは三〇銭ずつの寄附があった。西大村小学校は明治七年に古町の庄屋跡（現永田家屋敷）に開校したが、明治九年に現在の乾馬場に移転し、この度の増築は本校舎の両脇に建てられた校舎であった。

昭和十二年の記録には小学校教員と保護者との強いつながりを記す。西大村小学校教員として一九年間勤務した大浦氏が、大村附属小学校に栄転と決まった。保護者は送別記念として一戸宛て三銭ずつを繋ぎ、集まった五円二五銭を餞別として贈っている。この当時の物価と比較すると、翌十三年四月一日の郷中懇親会での酒八升の値段から、当時の酒一升は一円二〇銭と分かる。餞別五円二五銭は酒の時価に換算すると、四升四合ほどになる。

二・軍事・災害

明治二十二年（一八八九）の徴兵制度によって国民皆兵が原則であった。当然のことながらその制度はこの地域にも及び、明治四十三年七月には郷民の喜田忠一と坂本辰市が入営することとなった。入営に当たって兩名の武運長久の願成就が富松神社で行われた。終了後に出口前平宅において直会が行われている。その際に今後、入営者一人に付き願成就の費用として各戸から七〇銭を集めるよう取り決めている。此の金額は「酒一升代見当」とあるから、当時の酒一升の時価に合わせたものであった。

昭和四年に諏訪ノ元郷となつてからは、その郷盟約のなかに入隊者があれば富松神社で武運長久の立願のこと、また饞別として五円を贈ることを取り決めている。

昭和十二年六月二十三日には痛ましい事故が記録される。並松出身の〇〇岩男が飛行機訓練中に空中衝突して殉死、その遺骨が本日の午後到大村駅に帰還するために郷民揃つて出迎えた。

同年八月十五日には坂本辰太郎に招集がきて、一般郷民、国防婦人会揃つて大村駅に見送っている。同月二十四日には防空演習の事を郷民に伝達するなど、この年の七月の盧溝橋事件に端を發した日支事變の影響がこの郷にも及びかかっていた。

災害記録の多くは火災である。明治四十一年には警察から火災消防夫（団員）は羽被（はっぴ）の着用を命じられたために、一枚一円の羽被を五枚購入するために、各戸から五〇銭ずつの寄附を募っている。今に消防団員の羽被は定番となっているが、その始まりがここにあったのである。

明治四十二年には消防団員についての細かな取り決めが見えている。一七歳の成人になれば各戸から一人の消防団員を出すのが原則となったが、徴兵に当たる者は免除された。該当の成人がいない家は、下等酒一升分の代金を差し出す定めであった。

常々火災への警戒は怠ることなく、同四十三年には消防機械の修繕が行われている。修理費として一円四九銭五

厘を要しているが、原口一四戸、藤ノ川九戸の二三戸から六錢五厘を徴収して賄われた。

同四十二年十月四日には火災が発生した。夜八時半頃、杭出津江口材木屋裏手の寅作方から出火、郷内からも遠岳熊七郎ほか消防団員が出動して消火作業に当たった。出動した団員の手当として一戸から三錢ずつ徴収され四二二錢が集まっている。何人出動したか不明であるが一名は欠場とある。出動した者に手当として支給されたものと思われる。

三、郷民の死亡

郷民の死亡、それに関わる仕来りは特別のことであるから、頻繁に記録されている。

明治四十一年の秋に郷内の傘修理屋の娘二人が赤痢に感染し、一昼夜のうちに死亡した。当時には珍しく火葬されているが、赤痢という伝染病での死亡であったために、感染の心配から火葬したのである。明治四十二年八月には〇〇家の母親が死亡、死亡当日の午後には埋葬とある。今日では昭和二十三年（一九四八）制定の墓地・火葬に関する法律の規定によって、死亡から二四時間経過しないと火葬・埋葬は不可能である。この当時は未だ死亡から埋葬に至る定めがなかったのである。

大正十二年（一九二三）五月には、郷民の一人が病気を苦に鉄道自殺するという事態もあった。

土葬が主であった当時、墓所での埋葬地を掘る役目が必ず必要であった。その役目を窪目くぼみといった。大正十三年二月二十一日の村田新吾の死亡記録には「クボメ三人」と見える。昭和四年に四地区が合併して諏訪ノ元郷となった事は前述したが、その際に規約された「諏訪ノ元郷盟約」が昭和十五年に改正され、そこには窪目のことが次のように詳しく定められている。

窪目ハ各区に於テ順序を定め窪目帳に記入する事、

窪目は死亡者ノ区以外ノ区より一名ツ、出す事

窪目者には其日ノ拂酒を以て火拂とシ別ニ招待セサル事

窪目者に対し郷死儀金ヨリ一人二付き金八拾銭ヲ支拂フ、窪目ヲ郷民ヨリ雇替ノ場合ハ一人二付日當金八拾銭ヲ支拂フ事、但し四人持チノ時窪目以外ニ六尺ヲ依頼ノ場合ハ八拾銭ヲ支拂フ事

郷代及副郷代ハ窪目ヲ除キ、月番ニ當リタル時ハ次キノ番ニ續スルコト

この定めによつて窪目役は正副郷代を除き、区毎に一名ずつ順番に廻つてきた。月番役のときは免除され後続の家が務めた。したがつて冒頭に示されるように区毎に窪目帳に順番が決められていた。

窪目役には郷死儀金から八〇銭の日當が支給された。棺を四人抱えの場合、窪目以外に人員を依頼した場合は、同様に八〇銭が日當として出された。ここに見える死儀金とは郷内で死亡者が出た場合に各戸から集められる繋ぎ金である。この郷の場合は郷則によつて一戸宛て二〇銭であった。ここに見える昭和十五年時点での窪目日當八〇銭がどのくらいの代価に当たるのか、同「郷記録」に昭和十三年の郷内親睦会の記録中に酒一升一円二〇銭とあり、この酒一升の代価と比較すればおおよその推測がつからう。

窪目役の接遇も次のようにある。

窪目者ニハ其日ノ拂イ酒ヲ以テ火拂トシ別ニ招待セサルコト

窪目は埋葬が終わると、ここに見えるようにヒバライに与るのが常であった。埋葬に関わる役目であったから、身についた穢れをヒバライの酒をとることによつて清めるのである。葬儀の後に近親者で酒食をとることもヒバライと言つたが、それについても「死亡の仕出ハ有合セノ野菜昆布豆腐蒟蒻ノ類トシ、酒ハ一人前貳合當トス」と定められている。今日でもこのヒバライの習慣は残っている。

窪目は死者が出ると必ず必要な役目であったが、その役が何時回ってくるのか、こればかりは予測できないために平素から細かく規定されたのである。火葬となつた今日では窪目役も不要となつた。

■二、水田地域の生活風景

現在の水田町に該当する地域には、大正四年（一九一五）から同七年（一九一八）に及ぶ「水田郷事録」が現存する。

前項同様にこの「郷事録」を通じて大正期の水田郷の暮らしぶりを復元してみたい。

当郷の戸数は大正四年の富松神社秋祭りの例祭費として四二戸分、大正五年（一九一六）は四四戸分、大正六年（一九一七）には四六戸分が納められているので、この数が住民戸数と思われる。明治十二年の神社記録に当郷富松神社氏子数は四七戸と記され、この間三五年余の歳月の経過があるものの殆ど戸数の変化はなかった。平成二十七年（二〇一五）の水田町内の戸数は一八〇戸であり、当時と比較すると約四倍に増加している。

記録が始まる大正四年は、明治天皇の崩御後、喪に服する期間を経て大正天皇の即位の儀式が行われた年であった。十一月十日に即位の礼が行われた四日後の十一月十四日には、京都において大嘗祭が行われた。その当日の祝賀行事が「水田郷郷事録」に見えている。新帝即位の重要な儀式である大嘗祭が、地方においてどのように慶賀されたのかをうかがえる貴重な記録である。次のように記される。

十一月十四日、大嘗祭ノ当日午前八時半郷会開催シ、大饗ノ日ニハ獨辨携帯シ酒ハ願成就ノ例ニナラフ事ニ定シテ、一同打連レ富松神社ニ参拝ス

十一月十六日 午前十一時本村小學校庭ニ於ケル大饗當日、本村祝賀會ニ参加ス

猶水田青年會員モ當日ノ角力ニ参加セシメン為ニ、郷ノ者ハ同様

ニ辨當携帯全所ニ會合セシム、諸入費左ノ如シ

大嘗祭当日には郷民、午前八時半に集合し氏神の富松神社へ参拝、その後弁当を各自持ち寄り祝宴が張られた。酒は春の願成就祭にならい郷から出されたものと思われる。二日後の新帝即位を祝う大饗の日には、西大村小学校の校庭に地域住民挙げての祝賀会が催された。奉祝行事として角力大会が開催され、水田郷の青年も出場し郷民は弁当持参で応援に駆けつけている。



写真1-7 水田郷郷事録
(水田町内会所蔵)

この一連の行事に伴う収支は、収入が六円九〇銭、内訳は住民四二戸から五銭ずつ集めた二円一〇銭、村役場から下金の二円五五銭、青年会相撲への寄附金が二円二五銭であった。支出額は七円五四銭、内訳は酒代六円九〇銭、世話役当人給二人分五〇銭、薪・マッチ二個分一四銭と記録される。収支は六四銭不足しているが、その分は郷所有金から支出されている。

以下、項目を立て水田郷住民の暮らしぶりを見ていこう。

一・生業

生業の中心であった稲作について、大正六年四月十日の郷会では次のような議題が挙がっている。

苗代田薄蒔キハ一反歩三升六合ノ割合ニテ、寸尺二一粒ツ、散布ノ件

本田に移す前の早苗作りに粃種を薄く蒔く手法が提示された。稲作の元となる早苗作りは、病虫害に強く風雨にも倒伏しない良い苗を作ることが肝心であった。当時は厚蒔きと薄蒔きがあったが、この年から薄蒔きが提唱されたであろう。一反に三升六合の割合、一寸(約三・三センチ)に一粒の蒔き方であった。

この薄蒔きを懸念する声が各郷から起こり、早速、翌四月十一日には水田郷・乾馬場郷の代表が東彼杵郡長へ薄蒔き猶予の陳情を行っている。薄蒔きで害虫駆除が果たして可能なのかという懸念であった。こういった経緯を見ると、当時、苗代作りの時点で害虫が発生し品質の良い早苗作りに苦勞していたのであろう。

四月十八日には村役場から回答があり、薄蒔きは本年は作田の三分一の範囲で実施し、蒔き方は一尺(約三三・三センチ)角に三〇〇粒を蒔くこと、粃の種類によっては日焼け田、水不足の田では本年は除外するという内容であった。

四月三十日にはその実施に向けて一戸に宛て五合ずつの配布が決まり、粃は大旭穀良都という新品種であった。薄蒔き苗代には、その旨を表示した地上から五尺以上の表札を立てることを義務づけている。

当時の主生業の一つに養蚕もあつた。大正六年六月に村役場から蚕種と桑苗の希望数を取りまとめるよう指示が

出ている。その結果、蚕種は一匁、桑苗は田中家から一三〇〇本、満野家から六〇〇本、そのほかから六〇〇本、合計二五〇〇本が纏まった。当時それぞれに種類があったと思われ、蚕種は「日欧配黄萌ノ見込ミ」、桑種はローソとある。これによって水田郷にも田中・満野両家をはじめ数軒、養蚕を営む家があったことが分かる。

柑橘類の栽培も普及し、大正五年一月の郷会において永田新十郎と松原柵三郎の両名が柑橘駆除委員に推薦されている。手当は駆除を行った日割の日当として、四〇銭が定められている。

大正六年八月二十二日に「死儀米于時石二十円ノ相場、玄米五合ツ、代金八十銭ツ、」との死儀米の記録がある。これからすると玄米一升で二〇銭の時代であり、柑橘駆除の日当四〇銭は玄米二升の時価になる。

柑橘類の駆除にはことのほか注意が払われ、大正六年三月には村役場の推奨もあって、古町・水田両郷の催合で柑橘駆除噴霧器が三台、それとは別に水田郷ではもう一台の購入が決定された。七月に入り駆除器が納品されている。一台の価格は七円八〇銭であったが、一円七六銭の割引と村からの補助金一円五〇銭があり、残り四円五四銭を柑橘農家からの寄附金で賄うこととし、三一戸から七円六六銭が集まっている。寄附金を出していない家は、その折々に設定した使用料を徴収することとしている。

全戸数四二軒のうち三一戸が寄附金を出していることは、大多数の家は柑橘類を栽培していたのであろう。栽培されていた柑橘類の種類の記事はないが、恐らく蜜柑類が主であったと思われる。

大正六年三月十二日の郷会では、鶏飼育のことが決められた。鶏を飼う家では必ず囲いに入れて飼うこと、もし飛び出たときには羽を切断しても良い、更に他人の作物を害することがあったら殺しても異議申し立てはできないという厳しいものであった。同様の内容は諏訪ノ元郷の昭和四年盟約にもあった。鶏の囲い飼いは常套手段であり、それを犯した場合は厳しく対処した。それほどに作物を荒らされることは死活問題であったのである。

二、公共奉仕

大正五年八月八日には国道修繕費用として一戸宛で一銭が徴収され、この当時は四四戸に増加しており四四銭が

集まった。国道修繕のことは大正六年七月二十二日に「春期国県道義務修繕施行」、十月十日にも「例年国県道修繕秋季修繕施行」と見えているから、国道修繕は春秋二度の恒例の夫役として行われていた。この年も春秋に一戸一銭ずつが徴収され四四銭が請負業者へ支払われた。十月十日は雨天のために道修繕作業は実施できなかった。春と秋二度国道修繕作業が義務づけられていたのである。

当時の国道とは旧往還(長崎街道)に当たる。当時は国道といえどもまだ舗装もされず、地区住民の修繕作業によって支えられていたのである。昭和三十年代(一九五五―六四)頃までは地区住民の出作業として、「道づくり」という言葉が残っていたが、まさにその道づくりの早い例である。

大正六年五月十五日には村役場において、台山公銅像建設の後処理のことが協議された。台山公とは大村藩最後の藩主大村純熙のことであるが、この年に大村神社境内に旧領民からの寄附によって洋装姿の銅像が建立された。その記念として大村家から御下賜金五〇〇〇円が寄進されたのである。その用途について協議され、御下賜金の利息をもって旧大村藩出身の学生たちを援護するため寄宿舎建設に宛てることに決定した。大村家からは更に五〇〇〇円の寄附があり、他の名士からも寄附を募り原資を増やすことを決定している。

この協議では大阪・京都に学ぶ学生たちの寄宿舎も予定されたが、実際には東京にのみ大村寮が設置されている。

三、氏神・富松神社との関係

水田郷は氏神富松神社と近い距離にあるために、神社に関わる行事等が頻繁に記録される。大正年間の氏神信仰を伝える記録としても貴重である。水田郷住民の氏神神社との関わりを見てみよう。

まず四月二十五日には祈年祭が行われた。その年の耕作の開始に当たって豊作を祈る祭であるが、本来の祭り日は二月十七日である。その祈年祭に併せて前年度の神社会計の決算報告が行われているので、年度初めのこの会合を兼ねて祈年祭が行われる慣習であった。この祭典には「洩レ無く参拝ノコト」とあるから、郷民挙げての参拝であった。大正五年の祈年祭後の関係記事によると、神職を補佐し神社事務を行う「執事」という役職があったことが分

かる。神社惣代から選出され、三カ年間の任期でその間三円の手当が支給されている。

大正六年十月十七日の例祭当日は雨であった。予定されていた相撲も中止され、相撲費用として氏子から集めた一銭は明年の相撲費に充当することとして、次年度の相撲費徴収はなしと決定している。

大正五年には四月十六日に、翌六年には四月十四日にそれぞれ郷願成就という郷挙げての祈願祭が行われている。この祈願祭は郷によって異なるが三月中旬から四月中旬にかけて、郷毎に各自独弁で神社に参拝しその年の五穀豊穡を祈る祭りである。殿内あるいは境内に御籠所を設け、夜遅くまで郷民共に飲食をし、参籠の男子は全員境内の土俵で老人組から順番に相撲をとるのが習わしであった。年間最大の親睦の場であった。先に見た諏訪地区でも同様に行われていた。

水田郷ではその費用として大正五年には一戸宛て一二銭、翌年は平均五銭が徴収されて賄われている。この行事には当人(頭人)すなわち世話役三名が置かれ、一人に二〇銭が世話料として支給された。大正五年の例を見ると、この祈願祭の初穂料として神社に一円二〇銭(当時の米相場で米六升)が奉納されている。他の記録にも初穂料の記載は希有であり貴重な記述である。このときに吞まれた酒の量は一斗四舁合(大正五年)、一斗六舁(大正六年)であった。

参籠という形態は省略されているが、水田町では現在でもこの郷願成就は続けられ、減少しつつも氏子地域から約一〇カ町余の町内が現在も行っている。

富松神社への各戸からの拠出金を見ると、秋の例祭費として大正四年(一九一五)には一戸宛て七銭が、翌五年と六年には各八銭が徴収され社務所に納入された。後年の二カ年に集められた八銭のうち一銭は相撲の費用に充て



写真1-8 大正末期の水田郷風景(絵葉書)

(個人蔵)

られた。前掲の「原口・藤ノ川郷記録」にもあったが、富松神社神職の給料として前期・後期二度に徴収され、半期分が七銭、年間に一二銭が徴収された。この「水田郷郷事録」引用記事の最後には、伊勢神宮の大麻(御札)頒布のことも見えている。大麻四四体・神社暦二四部を郷内で頒布し、初穂料はそれぞれ五銭、合計三円四〇銭を納付、手数料として一割の三四銭が郷へ返納されている。

四・災害・軍事

災害は非日常的なものであるから、「郷事録」には頻繁に登場する。その多くは火災である。

大正五年五月二十三日には、水田郷有林がある池田で山火事が発生した。正午には村役場からの指令により消防組及び青年会が出勤し消火活動に当たった。その出勤経費として水田郷民から一戸宛て三銭を募ることとした。しかし従来、山火事に郷民から集金する決まりはなかったために、出勤命令を出した村役場から支出すべきとの談判が行われ、その旨の陳状が行われている。役場からの回答は記されていないためその顛末は不明である。

山林火災であったために消火活動は難行した模様で、消火用水器は池田山の火災現場には運搬できず、人力での消火活動であった。

明治四十年生まれの久田松四郎衛は、幼い頃に松の木が茂る池田山が一昼夜燃え続け、立木は殆どなくなり暫くは無毛の山となったと話していた。大正五年という時期から恐らくこの火災のことと思われ、伝承と記録が一致する。

大正六年四月には旧大村藩領である西彼杵郡神浦の芝居小屋で火災が発生し、死傷者が出た。郷内で義援金を募り三二戸から一円五一銭を四月三十日に納めている。死傷者の数は記されないが、遠く離れた西彼杵半島外海の火災に義援金を贈るほどであるから、甚大な被害が出たのであろう。神浦は遠隔地であるものの旧大村藩領であり、当時はまだその藩領意識が依然として残り、義援金を贈ることとなったのであろう。

大正六年の梅雨は長雨が続いた模様で、七月七日の記録では「梅雨引続キ大降雨二付、便宜上今日午後一時揃ヒ

テ(中略)郷會ヲ開ク」として長雨対策を協議している。

長雨による流行病予防策として、今年十月までは郷内で死亡者が出た場合でも、先例を全廃して会葬者は一切飲食をしないこと、ただし墓所の誂えをなす窪目はこの限りではないとの取り決めをしている。長雨による食中毒を懸念して、会葬者の会食・ヒバライを差し止めたのである。

この決定後の八月二十二日に郷内の堀田家に不幸があった。この日も朝六時過ぎから大暴風雨であった。会葬者への飲食は十月まで控えるとの取り決めであったが、同家・親族からの絶つての願いにより許され、会葬者に豆腐汁・茄子の酢もみ・胡麻塩と簡単な品が出されている。

九月二日、旧暦七月十六日と記されるが、この日には奇異に感じる行事が行われた。「例年通り消防出初式執行」とあり、九月に消防の出初め式が行われている。「例年通り」とあるから九月が恒例であった。今日では消防の出初め式は新年の代表的行事であるが、大正年間には九月に行われていたのである。

大正六年三月十二日郷会では次のような決定がなされた。

先年来ノ欧州戦争ニ対スル慰問袋送與寄付募集ニ應シ、各戸二銭又ハ二銭五厘・三銭ツ、ノ寄付成立ノ合金額貳五十六銭五厘ヲ村役場収入役へ納入ス

ここに見える欧州戦争とは、大正三年(一九一四)七月に勃発した第一次世界大戦のことである。日本も同年八月にドイツに宣戦布告し、十一月には青島を陥落させた。欧州では大正七年(一九一八)までこの大戦は続いた。この大戦に対する慰問袋を送るための寄附が各戸に割り当てられている。日本も参戦し青島に出兵したものの、主戦場は遠い欧州での出来事であり、郷民たちはこの寄附を通じて第一次世界大戦を肌で感じたことであろう。

■三、「田中賢一日記」から見た昭和十五年という時代

かつての萱瀬村、現在の原町(当時原郷)に住んだ田中賢一は、萱瀬村産業組合長を務めた村の要人であった。産業組合は今日の農業協同組合に当たる。その昭和十五年(一九四〇)日記が現存し、毎日の行動が克明に記録されて

いる。昭和二十年（一九四五）の終戦を機にして、日本の社会も暮らしぶりも大きく変化した。その五年前の日記であり、戦前の村の暮らしぶりを知るには絶好の史料である。日記を通して田中の行動と昭和十五年という時代を月毎に見てみよう。

一月

一月五日には祐徳稻荷神社へ初詣に出かけている。竹松駅午前七時十三分発の列車でまず長田駅（現肥前長田駅）で下車し、楠公神社に参拝、当社は正月行事として行われる「豊破り祭り」で有名な神社である。再び列車で肥前浜まで向かい、下車後歩いて祐徳稻荷神社へ、「多数の神々を詣り」とある。帰路は嬉野で入浴、萱瀬の自宅に帰って着いたのは午後九時であった。一日がかりの参拝であった。

長田の楠公神社には九月十五日にも妻と次女等が参拝、十一月二十八日には賢一が参拝し、祈禱料二円、初穂料七円を奉納している。後醍醐天皇に忠義をつくした楠木正成を祭る神社であったため、当時の世相を反映して人々の信仰が篤く、参拝する者が多かったであろう。

一月十日には木炭増産のことが見え、青年団や学校の生徒達の勤労奉仕によって、水川神社所有林の立木を購入して五〇日間の生産に当たることが村議会で決し、その代価は四〇〇円であった。前掲の原口・藤ノ川の郷記録では、昭和十三年の酒一升が一円二〇銭と算定できたから、四〇〇円の代価は相当なものである。昭和十五年頃は日米間の摩擦により石油系の燃料が窮屈になってきた時期であり、それを反映して木炭の増産が図られたのである。加えて江戸期から炭焼きが盛んなその地の利を生かした生産活動であった。

二月

二月十一日には当年は皇紀二六〇〇年の節目に当たるために、水川神社においてその奉祝行事について会合もたれている。田中は風邪のために欠席したが、妻が参拝している。

翌二月十二日には大村湾海浜の東浦で鯨が捕獲された。萱瀬産業組合の職員たちはトラックで鯨見物に行ってい

る。この東浦の鯨を写した写真が現存するが、珍しい鯨を一目見ようと海岸には黒山の人だかりであった。大村湾に迷い込んできた鯨であった。東浦に上がったその鯨を、久田松四郎衛が写真に撮っているが、その裏書きには昭和十五年二月十二日と記録し、日記記事と一致する。

二月二十五日には萱瀬産業組合に電話機がとりつけられた。

三月

三月二十一日は田中家の一日の行動がよく分かる記録である。五男と自転車で大村町に出かけ、本人賢一は吉崎歯科で治療、五男は妹の本を大村小学校前の本屋で求めた。その後、鶴亀橋の橋口で魚を、八幡神社前で餅をそれぞれ買い、長男が入院している大村駅近くの海濱病院に立ち寄り、一旦萱瀬の自宅に帰宅している。午後からは山崎医院で鍼灸治療、黒川牛肉屋で種牛の存否を尋ねている。三男と妻は牛を小屋から出し牛小屋の掃除、その後、母と妻と次女は寺参り。福田と大岡宛に手紙二通を発信している。この日は木曜日、晴れて寒かった。

田中賢一の市中之での行動は、先にも見えたように専ら自転車であった。内田川河口にあった西本町の吉崎歯科での歯の治療は、一月九日の記事にも既に見えており、頻繁に通い年内いっぱい治療が続いている。田中家では牛を飼っていたことが分かるが、その関係から黒川牛肉屋に種牛があるか否かを聞いたのである。これからすると当時は牛肉屋で種牛の斡旋もしていたのであろう。

三月二十五日には荒瀬の西教寺で疱瘡予防の種痘を受けている。当寺は田中家の檀那寺でもあった。萱瀬地方では江戸時代の元文三年（一七三八）に疱瘡が流行り、六〇名余が死亡した。田下にはその靈魂碑が今に伝わる。昭和五十五年（一九八〇）に世界保健機関（WHO）が地球上からの疱瘡菌の撲滅を宣言して以来、現在はこの予防接



写真1-9 大村東浦に上がった鯨

（個人蔵）

種はない。

三月二十九日には痛ましい事故が起こった。西大村並松の佐々木氏が、黒木の小岳で木材の切り出し中に材木をかぶって死亡した。

四月

四月十一日には大村伊勢町（現西本町）皇大神宮の春祭りに参拝し、青年の奉納相撲を見物、伊勢町角の床屋で散髪、吉崎齒科に行くも患者が多かったせいか治療できなかった。皇大神宮前のマーケットで三男のワイシャツを三円四五銭で買った。帰路、八幡町の金田靴店で靴のかかとの打ち替え、「共ニ帰ル」とあり、恐らく四男も奉納相撲に出ているのであろう。当時の散髪代は七月八日の記録に他店での例であるが三〇銭と見える。靴かかと修理は十月十八日にも当店で行い一八銭であった。

四月十二日は同月二日の協議によって、萱瀬村出身で戦死した〇〇一喜の村葬が行われた。日中戦争での戦死であった。在郷軍人、青年団、小学校高等部生、荒瀬国防婦人会、女子青年団、消防分団員によって葬列が組まれ、萱瀬の〇〇家から葬場の萱瀬小学校まで列が進んだ。

村民は午後一時に校庭に集まり棺を出迎え、村葬は二時から一時間に及んだ。戦争の陰は当村にもひしひしと及び、同じく当村籍の〇〇氏も戦死した。鹿児島の米原に帰って来た遺骨を村会議員ら二人が受け取りに出向し、同月十四日には同様に村葬が営まれている。

五月

五月十二日からは上五島の岩瀬浦（現新上五島町中通島）に出張している。朝九時頃に到着、三都屋旅館に旅装を解き仮眠をとる。午後から漁業関係の柳田



写真1-10 伊勢町皇大神宮神社の青年奉納相撲（個人蔵）

氏と談合するも、漁業組合の総会のために長い話はず、缶詰会社を見学している。夕刻、再び料亭で柳田氏と談判し、魚肥・メ粕・土干の買い取りの交渉を行い、約一〇〇〇俵の契約を結び、手持ち金の六〇〇〇円を保証金として支払った。三都屋に宿泊し終日休み、酒を呑み過ぎす。

土産に缶詰一〇個などを買う。午後九時の男島丸に乗船して帰路に就くが、海はなぎて一安心と記す。宿泊料一六円、昼食・夕食代八円九銭、船賃一一円、船中での毛布借賃一元、酒一升二円七〇銭、夜の宴会費一一円の出費であった。

買い付けをした物にメ粕と土干とがあったが、メ粕はイワシやニシンの油を取った後の粕で窒素含量の高い肥料として昭和十年頃が生産のピークであった。恐らく五島での生産であるからイワシのメ粕と思われる。土干は煮干に対してイワシを地面で乾かしたイリコである。保証金として支払った六〇〇〇円は田中と同行の福尾氏が三〇〇〇円ずつ折半で払っている。その契約の品は六月十日頃届くようにとの約束であった。

その約束は違うことなく、六月九日の日記には五島の増田氏から船積みで届くとあり、萱瀬の産業組合が不在であったために自宅に届いている。したがってこの度の買い付けは産業組合の業務としての出張であった。

メ粕のことは十一月四日の日記にも、鶏の飼料としてメ粕五俵を買う、代金三六円と見えている。この記録からメ粕は肥料とともに飼料として使われていた。

五月十三日の夜の船便は翌十四日午前五時に佐世保港に着いた。戸尾町の古賀旅館を訪ねるが、早朝のために開いておらず一時間半待ち、朝食後仮眠を取る。戸尾町の床屋で髭を剃り(三〇銭)、食堂で支那うどんとビールで昼食。市公会堂で嘉(賀)川豊彦の女性をテーマした講演会と映写会に足を運び、四時半頃に終了。一旦旅館に帰り再び夜の講演会に出席した後、旅館で石橋専務と会見しているが十二時過ぎに及んでいる。

翌十五日午前七時五十四分の汽車で帰途に就く。宿泊料一六円九五銭、茶代五円を支払い、大村までの汽車賃は六〇銭であった。

こうして五月十二日からの上五島出張は終わった。この間、実に勢力的に活動し、その行動を通じて昭和十五年当時の社会、物価がよく分かる記録を残している。

五月十八日には「粃浸水」とあり、稲作田植えへの準備にかかり、発芽のために粃種を水に浸している。いよいよ農作業の本格的時期に入っていく。

五月二十六日には大島傳二郎と共同して苗代田作りを行い、同三十日に苗代田四畝に水に浸しておいた粃を蒔き、早苗作りにかかった。

七月

七月七日、池田家から三人と馬、吉田家から二名、山口家から一名の加勢を受け、屋敷周りの水田に田植えを行った。機械化した今日の田植えと比べると、田中家の家人を含めると一〇名余の労働力と馬を要している。またその時期も今日とは一月ほど遅い。

この日は日中戦争三周年の記念式が萱瀬小学校で行われているが、田中は田植え繁忙のために欠席した。

七月末尾の記録には家作事に要した経費の細目が記されている。屋敷内の何処に家作したのか分からないが、四月二十八日の記録に「池田ニ帰り立チ寄り作事見積ヲナシ」とあるから、この時期から家作の予定があったのであろう。加えて海濱病院に長らく入院していた長男が七月二十七日に退院しているが、その日の記録に電灯会社が部屋に電気の取り付けとラジオの変更を行ったと記すことから、長男の退院後の療養のための造作とも思われる。当時の家作価格として貴重であり、次にその細目を掲げた。

瓦代・九〇円

材木代・二三六円五五銭

便器・三円三八銭

大工賃・一四四円二〇銭

左官賃材料（つぎ）・三二円三九銭

畳表仕付・二七円一〇銭

ブリキ代・四円七〇銭

人夫賃・一二円三五銭

黄土釘代・二円四二銭

建具代・一一七円

硝子代・四一円二四銭

電灯取付・二円

合計七一三円三三銭の造作工事であった。内訳は材木費が全体の三三割、大工賃・人夫（作業員）賃三八割、建具一六割と、この分で八七割を占めている。

九月

九月には身近な日常の生活がうかがえる。

九月十二日には権現堂で伊勢講があった。伊勢詣でのための経費を積み立て、順番に伊勢詣でを行う講である。各集落にはこの伊勢講があり、日頃は地元の伊勢町（現・西本町）の皇大神宮に参拝することで済ませ、何年かに一度、実際の伊勢詣でを行うことが多かった。今も一月十一日には皇大神宮には田下、荒瀬の集落から参詣があり、お札を受ける習慣が続いている。

伊勢講に集まった権現堂は原町石場の熊野神社のことと思われ、かつては熊野三社大権現といった。十月九日の記録に権現堂の屋根の葺き替えを行ったことが分かる。このお堂は現在では瓦葺きで残るが、かつては藁葺きか茅葺きであったのだろう。翌十日の日記にはその葺き替えの費用が二四円四〇銭と記される。

九月十六日には松尾富吉宅で瓦講があった。講金五円を納めている。十二月十六日にも瓦講費五円を米ノ山の辻金作宅に届けている。当時は藁葺き屋根が一般的であり、瓦葺きには費用がかさむために、講金を積み立て瓦葺き費用を貸し付けたのである。

九月二十日には竹松駅前の中床屋で髭剃り（二〇銭）、郵便局から四男に下宿料三五円を小切手で送金、送料は二三銭に速達分が一二銭であった。

この日に郵便局から「瓦斯発生爐」の補助金三〇〇円を受け取るとある。ここに見えるガス発生爐とは、残飯などをタンクに溜めてメタンガスを発生させる装置である。都市ガスが未発達な頃には戸外にこの装置を設置し、そこから台所に管でメタンガスを引き調理用の燃料とした。効率よくメタンガスを発生させるには、残飯を溜めたタンクを頻繁にかき混ぜる必要があった。この経験をもつ久田松カズは、腐敗臭を突いての辛い仕事だったと回顧し

ていた。補助金が出ていることから、公にこの装置の設置を推奨していたのであろう。

富松神社の神主家久田松の自宅にも、昭和初期にこの装置が設置されていた。地元にはその業者はなく、大阪から来ていたという。

十月

十月十日には萱瀬・南川内の黒木分教場の雨漏りがひどく、学務委員、村長、黒木小学校長一行と見分に出かけた。朝八時のバスで黒木小学校まで上り、生徒二人を案内人として大原から南川内に越えて分教場に至った。見分のはは鶴本家でご馳走にあずかり、氷川神社山林を見て、帰宅したのは夜の七時過ぎであった。分教場があった南川内は江戸期に四国から炭焼きの山人が入植し、その末裔が居住し分教場があったのである。

十月十一日、主にこの南川内で生産していた木炭の注文が、県営バスから一〇〇〇俵あった。ガソリン不足のために木炭バスの燃料としての注文であった。よく世相を表している。この日にはもう一つ物の取引があった。西大村の稲村氏と小麦四〇〇俵の売買契約を結んでいる。氏から五〇〇〇円の保証金を受け取り、小麦は元同朋銀行の倉庫に保管することとし、値段は消費者への渡し額が一二円七四銭、恐らく麦一俵の価格と思われる。

ここに見える木炭・小麦の取引は、田中家個人の営みではなく、勿論、萱瀬産産業組合の営業である。

十月十七日は当村の氏神氷川神社の秋祭りであった。髭を剃り十時前に神社へ出かけ祭礼・出征者帰還奉告祭を手伝い、奉納行事として旧東彼杵郡四ヵ村（萱瀬・竹松・福重・松原）青年学校の相撲大会が行われた。氷川神社はこの当時、社殿建て替えの話が進んでおり、既に一月九日の記事に、当社改築に田中家として寄附金二五〇円を申し込んでいる。日記中には、神社改築の協議や寄附のことなどが頻繁に登場する。

この頃には神社改築が具体的に進んできたようである。十月二十四日には境内の造成（築山）に三〇〇円が必要となり、篤志家六人から五〇円ずつ寄付を募ること、造成作業に一戸一人の割当てなどを決め、郷集会でお願いする段取りであった。

十一月六日は田中家のある原郷が氷川神社庭築き（造成）の当番であった。しかし当家から人を出すことはなかった。賢一は川棚での協議会に出て不在、男手がなかったのであろう。

十一月七日の記録には稲刈りの様子が見え、小雨模様であったため庭下の稲を稲架に掛けた、三人の加勢を受けた、午後外出後の三時から字上の稲も掛けた、加勢の野口スエに賃金一円二〇銭を支払ったとある。翌八日にも屋敷の前田と深底の田の稲刈りが、午後四時頃まで続いた。稲刈りはこの時期で終わったようで、現在と比べると田植えも一ヵ月遅かったように、稲刈りも一月遅い十一月初めであった。

十一月九日は金比羅さんの祭り日であった。この年は原郷婦人会が当番のために、妻は橋本マツエ、山口ヨシトと共に接待に追われた。

十一月十一日には萱瀬小学校で皇紀二六〇〇年の奉祝行事が行われた。午前十時半頃から学校・青年団・軍人会・婦人会・一般の多くが旗行列を氷川神社まで行進し、十一時頃から神社において祭典挙行、舞姫・歌姫によって浦安の舞が奉納された。この皇紀二六〇〇年奉祝行事は、全国の各神社で公的行事として盛大に行われた。このとき奉祝舞として創始されたのが浦安の舞であり、全国に舞の指導者を養成し小学生女子児童に指導がなされた。

十一月十二日には妻と共に大村の各店で買い物をしているが、何処にどんな店があったかがよく分かる。まず徳田屋で靴下三足、腹巻、メリヤスシャツ、手袋三つ、ワイシャツ、国旗、タオル、合計三二円二八銭、高以良店で炬燵一円、徳田で産児舞着四円四〇銭、茶碗二二個・二円、磨き粉等・一円三四円、田ノ平の山口方でグリゲン大瓶・四円五〇銭、八幡神社前で焼餅一〇個、大村部隊前の井原薬局で日本丸一ヵ月分、駅前でリングゴ五二銭を購入



写真1-11 竣工した氷川神社 昭和16年7月 (個人蔵)

した。賢一は理髪機と鋏の研磨に八五銭を支払い、退院して四カ月ほどになる長男の散髪を早速この日に行っている。

日本丸は大分日田の岩尾家秘伝薬で当時の常備薬、田ノ平の山口方で求めたグリゲンは鶏肉の水煮で強壯食品として評判であった。各店で求められた品々は、冬を迎えるに当たつての必需品である。産児舞着は翌十三日に荒瀬の福田・田添両家に出産祝いに出向いているので、その祝いの品と思われる。

十一月十九日には伊勢町の皇大神宮において、大村出身の力士・玉の海の奉納相撲があり、出かけている。青年学校・陸軍・海軍からも相撲取りが集まり非常に盛大であった。

十二月

日中戦争での戦没者が萱瀬村からも出ていたが、尚、当村から出兵する若者がいた。十二月二日には三男を含む三人が出征した。午前七時に坂口に集合、午前八時二十四分に竹松駅を出発、門司へと向かったが、駅には多数の見送りがあった。田中と村長ら三人が付き添い午後三時十五分頃に門司到着、入営者は壮丁の予防注射を受けてそれぞれの宿舎に入った。付き添いの田中は門司大坂町の旅館に投宿、夜は活動写真を見学している。

米国との太平洋戦争開戦一年前であるが、既にこの時点で村には日中戦争で二名の戦死者、そして出征していく若者もいたのである。

物価

日記中には昭和十五年の時点での物価が克明に記されている。物価からその時代を知り、また今日の物価と比較する意味からも貴重である。左記のとおりである。



写真1-12 皇大神宮神社での玉の海の奉納相撲 (個人蔵)

牛肉二〇〇匁一円八〇銭 魚頭一円五〇銭 檜苗二八厘 杉苗二三厘

酒八升一六円 玄米一俵一七円 牛肉六〇〇匁四円八〇銭 卵二斤一円一六銭

万年ペン二円二〇銭 佐世保―大村間汽車賃六〇銭 茶一斤三元五〇銭(早岐茶市)

足袋九五銭 大村駅―萱瀬自宅タクシー代三元五〇銭 香箋二円

月電灯料二円三六銭 襖張り替え一坪七円五〇銭 下宿料三〇円

ナショナル電球一〇銭 活動写真三〇銭 靴かかと打ち替え一八銭

(久田松和則)

三 山間部の人々の暮らし

■一・黒木町の木遣り唄と木挽ぎ唄

萱瀬地区の最も奥まった位置にある黒木町は経ヶ岳、五家原岳、遠目山など市・県境をなす一〇〇〇トビ前後の山々に囲まれ、古くは深山幽谷の地であった。『大村郷村記』⁴⁶によると、貞享元年(一六八四)に黒木、南川内、北川内の三カ所で長崎の住人・園田平左衛門によって炭焼きが始まり、元禄七、八年(二六九四、九五)には四代藩主大村純長の命令で阿波国(現徳島県)から炭焼きに通じた約一六〇名が入山し、本格化したとある。後に炭焼きで伐開した土地を開墾し、永住を希望する者が出て、同十五年(一七〇二)に認められた。

以降、黒木町では山伐り(木の伐出し)、炭焼き、農業が生業となった。中でも幹周り三〜四尺(約九〇〜一二〇センチメートル)もある伐木を運ぶ作業⇨木遣り(当地では、けやりと発音)は、つるやとびといった道具を使い、木馬きんまに載せて数人で運ぶというかなりの力を要し、また危険を伴う重労働であった。そうした場面で、皆で力と呼吸を合わせるために歌われたのが木遣り唄である。木遣り唄は山師(ここでは山林の伐採や売買などを仕事とする人の意)の人々から「こぼづり」とも呼ばれ、作業中に音頭取り(もしくは棟梁)の合図に合わせて、ほかの作業者が応える形式で歌われる。

音頭取りを務めるのは声が長い長年の経験者で、一団の中央や後方にいることが多く、作業の指示は唄を通して皆に伝えていたという。作業工程は日によって異なり、唄もその都度変わったが、作業中に何度も聞くので大抵覚えることができた経験者は語る。歌い継がれた一定の節に乗せる歌詞は、作業内容に関わるものもあれば、全く関係のない事柄もあり、多様で即興がほとんどであった。

木遣り唄と同様に歌い継がれたものに木挽き唄がある。木挽きは製材を専門とし、山師の中でも高い技術を持つ技術者であった。その仕事は正確かつ早く、障子の腰板や家具の製材も行っていたという。

平成二十五年六月に地元関係者の協力を得て、木遣り唄及び木挽き唄の実演を行い、地域の人々や黒木小学校の児童も見学した(写真1-13)。この時に録音した音源から木遣り唄と木挽き唄の歌詞の書き起こしを試みたが、難しく、部分的に聞き取れた木挽き唄の歌詞を一部記録として掲載したい。()は囃子である。

ヤーレー 鋸よ下がれ すみずて下がれ(47) なかの良い木をひきわける
(そらひけ そらひけ)

ヤーレー 鋸よ下がれよ すみずて下がれ おれとお前のきばりもて
(そらひけ そらひけ)

ヤーレー 山師さんたちや山から山へ 山から山へ 子は持たぬ
(そらひけ そらひけ)

ヤーレー 山で子が泣く 山師の子じゃろ 山で泣く子はあるじゃなし



写真1-13 木遣り唄の実演

(そらひけ そらひけ)

木挽き唄は、唄い手一人と、周囲の者が囃子を入れる形式で歌われる。一定の節に乗せる歌詞は、木遣り唄と同様に即興であったという。調査では、黒木町の山師の人々が木挽き唄を「日向の木挽き唄」と呼ぶことが分かった。現在、宮崎県民謡となっている「日向木挽き唄」は、昭和三十年以降に林業の衰退とともに失われつつあった県下の木挽き唄を一つにまとめ、歌い広められた唄と言われている⁴⁸。聞き比べるとのびやかな節が非常によく似ている。なぜ黒木町で日向の木挽き唄が歌われているのだろうか。

そもそも、日向の木挽き唄以前の宮崎県下の木挽き唄をたどれば、和歌山県、三重県、広島県、四国地方などから宮崎県に仕事を求め渡ってきたワタリ山師、ワタリ木挽きが持ち込んだ木挽き唄であり、その旋律は瀬戸内海地方、広島県呉市の音戸の瀬戸で船頭たちが歌う「音戸の舟唄」に源を発するという⁴⁹。かつて広島県は木挽き職人の一大拠点であり、この広島木挽きたちが各地に持ち込んだ唄が、吉野の木挽き唄や矢部の木挽き唄などそれぞれの土地の唄となった。昭和五十二〜五十四年(一九七七〜七九)にまとめられた『長崎県の民謡』⁵⁰には県下で採取した木挽き唄の歌詞が掲載されている。それらの内容に大きな違いはないが、次の四つに着目したい。

木挽きや馬鹿なもの広島におらで今じゃ大村の藪山に

(大村市)

木挽きや馬鹿なもの広島にゃおらぬ今はオグラのヤボ山に

(諫早市富川町)

イーヤーレー 木挽きにゃ馬鹿な奴広島にゃおらで今はくろぎの藪山に

(諫早市高来町)

鍋で餅つく広島木挽き人がちよいと来りゃ鍋かくす

(諫早市小長井町)

「広島」「広島木挽き」が歌詞に登場するので、宮崎県同様広島木挽きに由来を持つ唄と考えられ、その足跡は本市にも及んでいたことが分かる。また、本市に持ち込まれた唄には当地の地名(大村)が織り込まれている点にも注目できる。さらに、次の歌詞にも本市の地名が見える。

木挽きや馬鹿なもの広島ば立つて今じゃ大村の藪山で

(西海市大島町)

採取されたのは市外ではあるが、恐らく持ち込まれた唄の歌詞がそのまま歌われたのだろう。黒木町で「日向の木挽き唄」として歌い継がれた例と似通っており、持ち込んだ木挽きの足取りを示唆している。また、音源が公開されている『佐賀県の民謡』⁽⁵¹⁾は、聞き比べると伊万里市東山代町の木挽き唄の後半部が日向木挽き唄と同じ節であり、部分的に各地の唄へと変容している様相もうかがえる。山師や木挽きは山間部や材木が集まる港などを経ながら移動して行った。その主な移動手段は、恐らく海運であり、木挽きが使う鋸の発達と造船が深く結びついている点を宮本常一も指摘している⁽⁵²⁾。また、音戸の瀬戸を含む広島県沿岸部は、家船衆の拠点とも近接し、両者の間につながりをおうかがわせる。

黒木町に木挽き唄を運んだのもまたそうした職人たちであった。唄を披露した同町の井川吉春によると、黒木町には明治以降に宮崎から山師一家が移住し、三世代の間山師仕事に従事していたという。彼らの移住前まで井川家や他家は代々炭焼きを生業としていたが、父がその山師から仕事を教わり、吉春は山師の二代目に当たる。「日向の木挽き唄」はその山師によって山の仕事場や宴席でも歌われたといい、木挽きだけではなく、黒木町の山師にも歌われるようになったのだろう。大正七年（一九一八）八月に編さんされた「萱瀬村誌」⁽⁵³⁾によると当時萱瀬村が有する二三四三町余の山林はその八割以上が国有林で、官行伐採は年額五万円に達するほど盛況で「近年他府県人ノ来住頗ル頻繁」と記されていることから、黒木町に渡ってきた山師はそうした国有林の伐出しに仕事を待たと考えられる。今では、木馬の運搬や木挽きによる製材作業は行われなくなり、木遣り唄・木挽き唄が歌われる機会は減多になく、現場で歌われたのは昭和三十〜四十年頃までであった。

■二・『大村郷村記』に見える山神

その後、黒木町にいた山師は太平洋戦争が始まる前に宮崎に帰ったというが、彼らが黒木町に持ち込んだのは唄だけではなかった。山仕事に従事する人々にとって、山は木や猪などの恩恵を与える一方で、その怒りを恐れる存在でもあった。そのため、一年に何度か山の神を祭り、山仕事を休む日を設けていた。井川吉春によると、正月と年に数

回、日付は決まって十六日は山仕事をしてはならず、ナタ・ノコの使用や伐りものは一切禁じられていたという。山への禁忌や祭日は地域によって様々なるようだが、この点も宮崎と共通している。

『大村郷村記』には萱瀬村の山神が一〇カ所記載されている⁵⁴。そのうち、黒木八ツ久保目の山神は、阿波国から炭焼き技術者が南川内まで背負って来た石坐像を更に遷座したと記される。その後、昭和二十四年に再び遷され、現在の黒木町山神宮に至る⁵⁵。南川内と黒木の「山神宮由来」によると炭焼き技術者の故地は阿波国那賀郡那賀村と那賀郡田野村にあり、現在の徳島県那賀郡那賀町和食郷地域もしくは隣接する阿南市西部地域と推測するが明らかではない。また現在の徳島県那賀郡那賀町には中村なかつむらという地名が、上那賀地区、白石地区及び水崎地区に残っている⁵⁶。はるか遠い他国の大村藩に入山するに当たって必要不可欠であったのか、重い石像をわざわざ持ち込んだという伝承は興味深い。ただし実際のところ、その材質は地質学の専門家⁵⁷によると肉眼観察の限りでは玄武岩であり、多良岳周辺で産出する玄武岩の可能性もあるという。一方で、地質図などを参照すると徳島の地質は長崎の地質より全体的に古いものが多く、古生代・中生代の変成岩や堆積岩及び新生代の堆積岩等が広く分布し、玄武岩の分布は示されていないとの教示を受けた。

黒木の山神宮の石坐像は御幣の間から見る限りでは頭巾を被り、右手に持った斧を背後に回し肩に担いでいるようである。南川内の山神宮、北川内の山大神にも石坐像が祭られている。南川内は恐らく頭巾と思われる被り物があり袈裟を着て右手に斧、左手には球状の物（詳細は不明）を持つ。北川内は怒髪で右手に斧、左手には鎌を持っている。郷村記の北川内山神と現在の山大神とは神体が異なるため別物と考えられる。黒木・南川内の創建は元禄年中で祭り手は阿波国から来た炭焼き技術者と記されている。

毎年十一月三日に開催される黒木山神宮の山の神祭は、地区の人々が「正月より大切」とさえ言う一大行事である。前日は午後から餅米六〇キログラム分の餅をつく。当日朝七時から黒木町内総出で準備が始まる。山の神への御供え、境内の掃除、注連縄づくり、土俵及び客席の準備等を男性が行う。神前には、ごつく（御供）さん（人によりおぼく（御仏供）

さんとも）、御神酒、紅白の餅、果物、野菜、座り鯛のほか、塩を供える。塩は翌年正月二日の初塩売りで用いられる。土俵は、四柱に御幣を飾り、また注連縄をめぐらし、うち二本の柱には塩を入れた藁苞が結ばれる。土俵の天井中央には二本の白扇と御幣を二本ずつ向きを違えて束ね、水引で結び付ける。山神宮一の鳥居の隣にある公民館では同時進行で祭で振る舞う煮しめ、なます、鶏飯等々を女性が手作りする。

正午から黒木町内会長、黒木部分林会長、氷川神社総代を中心に、県市議会議員、大村市、長崎市、林業関係者等多くの来賓を迎えて、神事が始まる。その後来賓挨拶、続いて黒木小学校生徒の黒木太鼓がある。次に土俵上で地元の大人一組の力士による神事相撲が行われる。始めに氷川神社の神主が一升瓶を据えた土俵中央の砂山の前で祝詞をあげ、砂山に御神酒を注ぐ。そして、力士が砂山を崩して土俵上に均し、三番勝負の相撲をとる。この一連の神事を御幣倒しという。神事相撲の開始に併せて土俵際の客席において直会が始まる。御幣倒しを終えた両力士は客席の来賓を回って御神酒を振る舞う。来賓には長さ60、70センチ程度の「竹んとは」(玄米宗竹の竹筒)で燗をつけた御神酒も振る舞われる。この竹は朝から伐り出したものである。

続いて子供相撲、そして力士に抱えられた赤ちゃんの初土俵入り、さらに諫早農業高校相撲部による相撲⁵⁸が取られる。諫早農業高校相撲部が取る相撲では三人抜きなどで観客から御花が盛んに飛び交う。まだ



写真1-14 山の神祭り

林業が盛んで多くの山師がいたかつては土俵にたくさん硬貨が投げ込まれるほど豪快であったと言い、その名残を垣間見る。御幣倒しを含め相撲に参加するのは年齢問わず、男性に限られる。最後に力士一組が閉めとなる一番勝負の神事相撲を行う。この相撲は勝負がつく直前、行司が「この勝負、来年に持ち越し」と止める。これは来年に祭が続くことを約束する意味合いの神事であるという。さらに相撲甚句(59)が披露された後、最後に主催者参加者一同餅まきで大いに盛り上がり、午後三時半頃祭は終了する。終了するとすぐさま片付けが始まり、祭の空気はあつという間になくなる。なお現在は南川内の山の神祭が例年十一月十五日前後に、北川内では一月の第三土曜日辺りに、神事のみが続けられている。

元禄以前の建立である萱瀬村の山神は中岳、上ノ園、堂園の三カ所が『大村郷村記』に記されている。この三社にも石坐像が祭られていたらしいが、堂園では確認できなかった。天和以前の建立とされる中岳の神体は石坐像と記されるが、現在は奥壁に陽刻した柄鏡(かざり)に三十日秘仏の二十二日仏である施無畏菩薩(せむゐ)の梵字ラ(60)を刻んだ石祠のほかに、二つの石坐像が確認できる。そのうち一つは時期は下るが頭巾を被り、両手で斧を持ち右肩にかけている。天和・貞享頃の建立とされる上ノ園山神は代々同地の西川家で祭られ、その神体は石坐像と古神体野石一つとある。現在は三体が並べて祭られ、そのうち二体が山神と伝えられる。さらにその一つは石坐像(巻頭写真)であり、左手に斧を持つ。西川正人によると、その謂れは『大村郷村記』に記されたものと西川家に伝承されたものの二説があるという。また例祭は十一月十五日と記されるが、現在も十一月十五日に紅白の餅を供え、祭っている。

そのほか『大村郷村記』に記載はないが、久良原の十一面観音神殿背後にある大石上の石祠内とその並びに斧を持つ石坐像が二体確認できた。そのうち一つは、北川内山神と同様の怒髪である。

全国的に山の神の像容は様々であり、萱瀬地区という限られた地域であつても同様ではない。ただ、現存する石坐像は創建時期に違いは見られるものの、一つの共通点として斧を持つことを指摘できる。また、衣装の面から見ると黒木と上ノ園の石坐像は頭巾や仕事着のような衣装をまとった人物という点で似ていそうであるし、北川内、久良原

さらに北川内に隣接する東彼杵町遠目郷においては怒髪^{ぬげ}の神仏像という点で共通している。

そのほかにも井川吉春によると、祖母は朝必ず多良岳方面に手を合わせて拜んでいたということから多良岳への信仰もみられたようである。恐らく当地に伝わる禁忌や信仰形態は近代以前にも存在したと考えられる。

■三、木地師

元禄年間（一六八八～一七〇四）以前、萱瀬地区の山々と人々ほどのように暮らしていたのか。『大村郷村記』⁶¹には次のような記述が見える。キリシタン大名であった大村純忠が切詰城に仮住まいした折、中岳の後藤壱岐という者が常椀などの年始規式の道具類を製作して献上し、その功あつて代々藩に仕える身となった。この後藤壱岐は「檜物師（屋）」であり、当地に二町の食地を有していたと記される⁶²。壱岐以前の始祖は不明であるが、檜物師とは木製容器を製作した木地師の一つで、木地師は木挽き同様各地を移動して行く特徴を有している。恐らく各地を移動する中で良質の杉などが採れる当地に落ち着いたのではないかと推測できる。ちなみに檜物とは檜・杉などの薄板から作る器を指し、中でも折敷（一人用の膳）は古くから神事などに利用される食膳具で消費量も多く、中世にはその生産を維持するために大規模な神社や国衙は給免田を設ける例もあつたという⁶³。後藤家は後藤家の系図⁶⁴と『九葉実録』⁶⁵によると文化十年（一八一三）に傳太郎忠元が納戸付小給に、文政十一年（一八二八）には猪吉忠常（養子）が杉方兼山留役に任じられた。さらに、壱岐助は弘化三年（一八四六）に小給となり、参勤交代に同行した口伝も残されている。しかし、そうした役を務めながらも、檜物師（屋）として純忠以降十二月二十七日に城内の正月部屋に若水道具や白木具などの年始規一式、台所に大飯膳や湯桶を毎年献納し続けた⁶⁶。

後藤満行⁶⁷によると、昭和三十七年（一九六二）に逝去した祖母の代まではその由緒を重んじ、毎年十二月末に大根や魚を携え、切詰城跡に登山していたという。恐らくかつて毎年行つた献納を模した儀礼であつたのだろう。

加えて、後藤家が祭る神として『大村郷村記』⁶⁸には「志自岐権現」が記されている。志自岐は志々伎であり、平戸市に位置する県内本土部唯一の式内社で最も古い神社である⁶⁹。当社は志々伎山上宮が位置し、朝鮮半島や東ア

ジアの玄関口の役割を果たしてきた土地柄上、古くから海上安全の神として祭られてきた。また、それ以前から志々伎山を霊山とする山岳信仰も見られ、『大村郷村記』にも竹松村で三カ所、萱瀬村で三カ所記されている^⑩。そのうちの一つである志自岐権現が当地に祭られた経緯は不明であるが、かつて後藤家が祭った志自岐権現は月輪にキリーク（阿弥陀如来）の梵字を刻んだ板碑であり^⑪、正月と盆には榊を供えていたという（写真1-15）。口伝によるとその由緒は、「緋の衣を着たお坊さん」に関係するらしく、その場所にはかつては白檀の木が生えていたと伝えられている。



写真1-15 後藤家が祭る志自岐権現板碑

④ 大村扇状地の野面石垣

大村扇状地の石垣には、石工が石をブロック状にカットして石積みしたもの、また、円礫を割って石積みしたものがある。しかし、石垣の中で最も多く分布し石垣群をなすものは地元の人々の手による円礫「野面石」の素朴な石積みが大村特有の風物詩をかもし出している。本項で取り上げる野面石垣とは、そうした大村扇状地特有の自然のままの円礫を積み上げた石垣をいう。

また、これらの野面石垣^⑫風景は、いかにも古い時代の城や砦、館や武家屋敷等を思い起こす、魅力的な存在である。

大村扇状地の生成については、多良火山の西麓、主に郡川（萱瀬川）と大上戸川（本堂川）の水系により、砂や礫の堆積は洪積世時代の二〇〇万年前から形成がはじまり、今から六万年前、また、二万年前に、ほぼ完成した火山麓扇

（佐原貴子）

状地といわれている。

この扇状地は、郡川の谷口に位置する小字坂口の地が海拔四五メートルあり、扇状地の傾斜度は約一度程度で、約一五〇度の展開をし、半径は四〇〇メートルに達する。

扇状地を三区分すると、扇頂部は水の便良く、古から集落や水田が開けており、堆積した円礫は大きい。扇中央部は水の便が悪く荒地や森林となり、開発はおくれ、円礫は中位の大きさである。扇端部は、海岸に面し、湧水により集落や田畑が開けて、円礫は小さい。

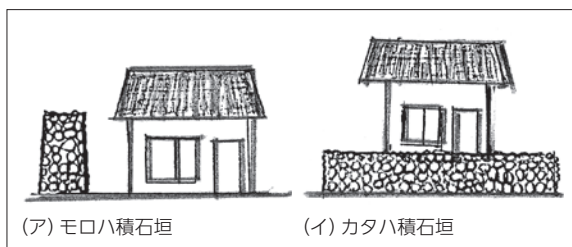
郡川は、現在谷口から北の方向へと流れているが、地形図の等高線によると、五から七本の旧河道跡が確認される。大村扇状地は河道を変えつつ扇状に砂礫を堆積した平野であり、今でも屋敷や畑をとわず、どこを掘っても数多くの砂礫の出土があり、ここは昔、河原だったといわれる。

それぞれの屋敷の野面石垣は、近くの田畑や屋敷を開くに当たり、出土した円礫を、個人又は結の形で地元の人々の手によって、積みあげたものである。これらの野面石垣は、防風・防水害等の多面に役立ち、格式のある石垣として感じられる。ところが、現状は野面石垣群は急速に消失しており、大村扇状地の野面石垣を追ってみたい。

■ 一・野面石垣のモロハ積とカタハ積

野面モロハ（両刃・諸刃）積石垣は野面石垣の一つで、屋敷の地面上に、屋敷を囲むように、両面に礫を高く積み上げた石垣をいう。

野面カタハ（片刃）積石垣は、田や畑の畦、小道や小川の土手・民家にあり、民家においては、田畑の下の段から屋敷の地面の高さまで法面に礫を積み上げた石垣で、土砂の流失を防いでいる。なお、モロハ積、カタハ積の呼称は地元で聞き取ったものであり、そのまま使用する（[図1-1](#)）。



(ア) モロハ積石垣

(イ) カタハ積石垣

図1-1 野面石垣

大村扇状地の屋敷においては、カタハ積石垣の例は一七カ所があり、更にモロハ積屋敷の一部にカタハ積石垣があるのは、四三カ所である。そのうち最多は鬼橋町一〇カ所である。

■二、野面石垣「モロハ積」の数

大村扇状地上に位置する屋敷のうち、モロハ積石垣の数は、合計一八二カ所がある。その町別数は二七町に及び、数の多い町名を順にあげると、鬼橋町二一カ所の最多。小路口町一九カ所。寿古町一四カ所。水田町一三カ所。竹松町、乾馬場町は各一二カ所。沖田町一カ所。坂口町、古町一丁目は各一〇カ所。諏訪一丁目八カ所。皆同町、池田二丁目、諏訪三丁目、杭出津二丁目は各六カ所がある。黒丸町、小路口本町は各四カ所がある。宮小路一丁目、桜馬場二丁目は各三カ所。大川田町、竹松本町、原口町、古賀島町、池田一丁目は各二カ所。宮小路二丁目、植松三丁目、荒瀬町、諏訪二丁目は各一カ所がある。

屋敷をとり囲むモロハ積石垣の面についてみると、まず、四面を囲む石垣数は一四カ所あつて、そのうち、小路口町四カ所。寿古町三カ所。坂口町二カ所がある。次に、屋敷三面を囲む石垣数は三二カ所。そのうち、多いのは、小路口町六カ所。沖田町、鬼橋町、乾馬場町、古町一丁目は各三カ所がある。一面を囲む石垣は八一カ所。そのうち、多いのは、鬼橋町九カ所。小路口町、水田町は各八カ所。寿古町は六カ所。池田二丁目、古町一丁目は各五カ所がある。一面だけの石垣は、五五カ所、そのうちで多いのは鬼橋町八カ所。乾馬場町、水田町は各五カ所がある。

モロハ積石垣屋敷の出入口は、その屋敷がどの道に面しているか、また、直接に、郡川や大上戸川に面しているか、また、どの風を防ぐかに関係しているが、南入り屋敷が最多の七一カ所。次に、西入りの屋敷は五一カ所。東入りの屋敷は五カ所。北入りの屋敷は一〇カ所となっている。

表面に出入口二カ所あるモロハ積石垣は、特殊なものとして五カ所がある。それは、乾馬場町二カ所。鬼橋町、諏訪三丁目、古町一丁目の各一カ所がある。

枡形式の出入りのあるモロハ積石垣は、玖島城跡と同じ形態のものが二カ所ある。諏訪一丁目に二カ所、古町一丁

目に一カ所がある。

屋敷後のモロハ積石垣に、出入りのために裏口を開いたものがある。その目的は、屋敷裏を流れる小川での食物、食器、洗濯等の洗いや野菜畑への出入りの利用等があげられる。裏口のあるモロハ積石垣数は一九カ所。そのうち、最多は寿古町六カ所。竹松町、鬼橋町、小路口町、坂口町は各二カ所がある。

■三、屋敷の野面石垣「モロハ積」の大きさ

扇状地上の野面石垣「モロハ積」一八二カ所のうち、屋敷を囲む石垣の延べの長さは、二〇メートルまでの長さが五三カ所。四〇メートルまでの長さが六一カ所。六〇メートルまでは三八カ所。次に八〇メートルまでが一〇カ所。最長八〇メートル以上は二〇カ所がある。その二〇カ所のうち、小路口町は九カ所を占める。坂口町、諏訪一丁目、乾馬場町は各二カ所がある。モロハ積石垣の最長ベスト五是、小路口町M家一七六メートル、坂口町TS家一二四メートル、小路口町W家は一二〇メートル、坂口町TJ家は一一四メートル、小路口町KK家は一一二メートルがあげられる。

野面石垣「モロハ積」の高さについては、一メートルまでの石垣数三五カ所。一・五メートルまでは四六カ所。二メートルまでは八八カ所。二メートル以上は一四カ所の町別には、小路口町五カ所、竹松町三カ所、寿古町二カ所、沖田町、鬼橋町、小路口本町、杭出津各一カ所があげられる。高さのベスト七は、小路口町KK家、I家は高さ二・五メートル。沖田町Y家、竹松町T家、小路口町D家、W家、KT家は各二・一メートルとなっている。

高さ一メートル未満の石垣三五カ所で、二カ所には石垣上に、サザンカ、ツツジ、マキ、マサキ、竹等を植えて生垣化している。また、石垣の上に、ブロックを積みあげて高くしたものが四カ所ある。

野面石垣「モロハ積」の厚さは、その土地により違いがあるが、高さ一・六メートルの石垣の例は、下部の厚さは一・四メートル。一・七メートルの間にあり、その上部の厚さは一・一メートル。一・五メートル。上部と下部の厚さの差は〇・二メートル。三メートルとなっている。その石垣は安定感がある。

特殊な例としては、多くの出土した石を寄せ集めたような石山の両方にモロハ積した野面石垣が、鬼橋町に二カ所。

その一カ所は、下部の厚さは四^{トイ}、上部は三・五^{トイ}の厚さの石垣となっている。

野面石垣「モロハ積」を小屋の壁としたものの数は二八カ所があり、そのうち、屋敷をとり囲む石垣の一部を小屋壁に利用した所は一八カ所。次に、小屋だけの石垣壁とした所は一〇カ所。その中には、小屋の三面を石垣にしたものが一カ所。二面の石垣は六カ所。一面の石垣は三カ所がある。

■四、野面石垣の成立

大村扇状地の野面石垣の成立は、いつ頃だろうか。石積みした時代についての、公私にわたる記録は何一つなく、民家での口伝も少なく、その成立の時代は明らかでない。

各地での聞き取りの中で、明治頃とか、祖父の頃だろうとの二、三の回答から、これを推定すると、殆どの野面石垣は、新しい石積みであり、土地・屋敷が個人所有として認められた明治時代からではないかと思われる。

一方、昔、武家屋敷であった屋敷は、江戸時代からの石垣として存在したとかいわれる屋敷が竹松町、坂口町の各二カ所、池田二丁目、乾馬場町、水田町に各一カ所がある。

旧三城城下町は、江戸以前から武家屋敷であったが、諏訪一丁目、乾馬場町、古町一丁目、水田町の野面石垣は、はたして、江戸期まで遡りうるものであろうか。

■五、野面石垣の移り変わりや問題点

昭和十七年（一九四二）頃、郡川の氾濫によって、下流の北岸が決壊し、寿古町の屋敷は、水害により石垣が流失した例がある。

第二次世界大戦時の野面石垣についてみると、陸軍歩兵第四十六連隊、大村海軍航空隊、第二十一海軍航空隊とその寄宿舎や住宅等の跡には、現在も、野面石垣はなく、基地の建設当時にその土地の石垣を工事用等に取り除いて利用したのであろうか。

第二十一海軍航空廠に関するものとしての唯一の例に、鉄道引込み線の途中に当たる原口町の旧線路跡と水路の所

に、カタハ積の野面石垣がみられる。

第二十一海軍航空廠の原郷疎開工場から、組立の飛行機を運ぶさいに、その道路に面した石垣を低くしたとも聞く。また、大村海軍航空隊の飛行場拡張のために竹松の方へ移住した人々の屋敷は、その時、石垣と共に移した例がある。九州電力大村発電所建設時には、各屋敷の野面石垣が工事用として利用されている。

戦後の車社会の到来により、集落の道も拡幅、拡張等で野面石垣が取り除かれたり、石垣を低くしたり、石垣を後方へ移動させられている。その際、新しく積み直して、各石を縦に積み、そのために不安定な感じがする石垣になったりしているものもある。

各屋敷の石垣の出入口は、以前、水害等を考え、その幅を狭くしていたが、車の出入りの便を図って、その幅を広げたり、見通しをよくするために両側の一部を一段低くしたり、角の石を取り除き丸くしたりした例が、多く見られる。近年は、屋敷主の高齢化によって、空屋敷の増加や屋敷地の分譲等によって石垣の消失が目立ち、今度の石垣調査中にも多くの野面石垣が消失した。

特に野面石垣は、一般的に草取や崩落を防ぐための石の積み直しなど、手作業の困難な面が多く、そのために近年は石垣にコンクリートを流し込むなどの例が増加しているという問題もある。

また、若い世代には、屋敷の石垣よりも、ブロック壁等の関心が高まりつつある。

野面カタハ積の石垣であった小道、田畑の畦、水路等が近年コンクリート化した例が多く見られる。

大村扇状地の野面石垣の存在は、平和な里、里の景観美、心に強く残る風景であり、萱瀬地区の野面石垣を含めて、大村市にとっては、歴史的・民俗的に貴重であり、大きな観光資源である。これらの野面石垣を現状のままに、後世代に伝えたいと切に願っている。

(野本政宏)



写真1-16 沖田町のK家石垣



写真1-17 小路口町のK K家石垣



写真1-18 諏訪三丁目のD家石垣

野面石垣モロハ積 (屋敷)							
数	表出入口 2箇所	裏出入口 1箇所	柵形 出入口	石積高 2m以上	石積高 1m未満	石積延長 80m以上	小屋の石壁 (単独)
14		6		2	2		4 (1)
6							
11		1		1	1		2
4		1			2	1	
3					2		1
1					1		
2					2		
2							
2							
3					2		
2							
1							1
12		2		3	3	1	
21	1	2		1	2	1	5 (1)
4		1		1		1	
19		2		5		9	8 (4)
1							1 (1)
10		2				2	3 (3)
2							1
6					1		1
8		1	2		3	2	
1							
6	1	1			1	1	1
12	2				4	2	
10	1		1		3		
13					4		
6				1	2		
182	5	19	3	14	35	20	28 (10)

表1-3 大村扇状地の野面石垣一覧表

野面石垣 (屋敷)				
番号	町名	数	カタハ積	モロハ積(カタハ付)
1	寿古町	17	3	14(2)
2	皆同町	6		6(2)
3	沖田町	11		11(4)
4	黒丸町	5	1	4(1)
5	宮小路1丁目	3		3(1)
6	宮小路2丁目	2	1	1
7	大川田町	3	1	2
8	竹松本町	2		2
9	原口町	2		2(1)
10	桜馬場2丁目	3		3
11	古賀島町	2		2
12	植松3丁目	1		1(1)
13	竹松町	16	4	12(1)
14	鬼橋町	23	2	21(10)
15	小路口本町	4		4(3)
16	小路口町	19		19(1)
17	荒瀬町	1		1
18	坂口町	10		10
19	池田1丁目	2		2
20	池田2丁目	6		6(2)
21	諏訪1丁目	9	1	8(4)
22	諏訪2丁目	1		1
23	諏訪3丁目	7	1	6(2)
24	乾馬場町	12		12(3)
25	古町1丁目	12	2	10(1)
26	水田町	13		13(4)
27	杭出津2丁目	7	1	6
合計		199	17	182

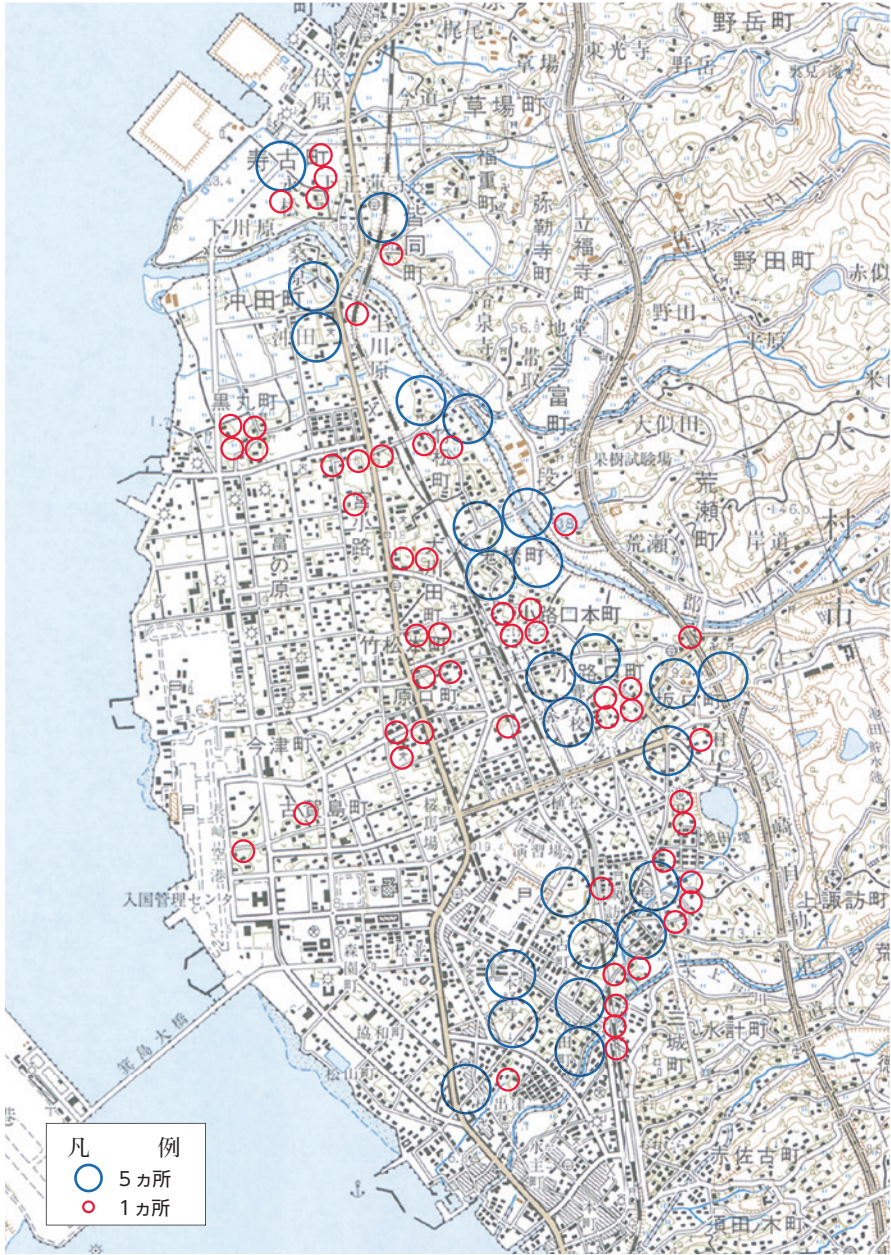


図1-2 大村扇状地の野面石垣、モロヒ積分布図

【註】国土地理院発行「諫早」「大村」5万分の1地形図から作成

註

- (1) 関山直太郎『近世日本の人口構造』(吉川弘文館 一九八五)
前掲註(1) 一六〇頁
- (2) 大村史談会編『九葉実録』第二冊(大村史談会 一九九五) 四三頁の天保十八年条是歳封内飢人ヲ檢スルニ凡ソ一万二千二百人余、而シテ一人ノ孿孿スルモノナシ
- (3) 藤野 保 清水紘一編『大村見聞集』(高科書店 一九九四) 九八七頁
- (4) 松井保男『享保の大飢饉と大村藩―救荒作物甘藷の普及と効用―』(大村史談会編『大村史談』第四十九号 大村史談会 一九九八)
- (5) 大村史談会編『九葉実録』第一冊(大村史談会 一九九四) 二〇六頁、大村史談会編『九葉実録』第五冊(大村史談会 一九九七) 二七六頁
- (6) 大村史談会編『九葉実録』第三冊(大村史談会 一九九六) 二七一頁
前掲註(7) 二三八頁
- (7) 長崎市役所編『長崎市史』(風俗編上)(長崎市役所 清文堂出版 一九八一復刻) 五四七〜八頁
- (8) 有園正一郎『九州大村藩領の村人の日常食』(愛知大学文学部史学科編『愛大史学―日本史・アジア史・地理学―』第13号 愛知大学文学部史学科 二〇〇四)
- (9) 藤野 保編『大村郷村記』第二卷(国書刊行会 一九八二) 二五三頁
- (10) 田崎家史料 架蔵番号一〇一―一三三(大村市立史料館所蔵)
- (11) 小林一茶『寛政句帖』(信濃教育会編『一茶全集 第二卷「句帖」』信濃毎日新聞社 一九七七) 六七頁
- (12) 長与専斎『松香私志』(小川鼎三、酒井シツ校注『松本順自伝・長与専斎自伝』(東洋文庫三八六) 平凡社 一九八〇) 一八七頁
- (13) 大村市東大村二丁目に古田山疱瘡所跡(市指定史跡)がある。
- (14) 大村史談会編『九葉実録』第四冊(大村史談会 一九九六) 六五頁 是ヨリ先キ芳陵栄伯菖蒲谷二種シテ事ヲ請フ、近里ノ人民頗ル異議ヲ発ス、既ニシテ郡奉行ノ誨諭スル所トナリ悉ク承服ス、而シテ士人悦ハサルモノアリ
- (15) 菖蒲谷の場所は後述する黒石墓地付近、現在の上諏訪町諏訪の森公園付近と思われる。
- (16) 前掲註(13) 一九一〜一九二頁には笹湯式を次のように記す。
落茄の酒湯(笹湯ともいふ)の式として温湯を竹葉に涵し撒り掛け、その後清小屋に移し衣を更め入浴を許す(酒湯の祝として、そ

- の家許にて親戚朋友会して祝宴を張る。その後二、三週間は遊戯始めのごとく、山にあること前後およそ五十日にして家に帰る。
 (18) 前掲註(3) 二二七頁
- (19) シーボルト著、齊藤 信訳『シーボルト参府旅行中の日記』(思文閣出版 一九八三) 八頁
- (20) 宮本常一ほか編『日本庶民生活史料集成』第二卷(三一書房 一九六九) 二九四頁
- (21) 藤野 保編『大村郷村記』第一卷(国書刊行会 一九八二) 二五八頁「寺院之部 池田分本経寺住職歴代略譜」に第廿世 日簡上人 京師之産 安政六年入院とある。
- (22) 史料館史料 架蔵番号一〇二一九(大村市立史料館所蔵)
- (23) 司法大臣官房庶務課編『徳川禁令考』第五帙(吉川弘文館 一九三二) 一一二頁
- (24) 圭室文雄『葬式と檀家』(吉川弘文館 一九九九) 一八三頁
- (25) 古河古松軒『西遊雜記』(前掲註(20)) 三七八頁
- (26) 多良見町教育委員会編『多良見町郷土誌』資・史料編(多良見町 一九九五) 一八七〜二三〇頁
- (27) 多良見町教育委員会編『多良見町郷土誌』(多良見町 一九九五) 二七八頁
- (28) 前掲註(27) 二八四頁
- (29) 疱瘡塚の所在については、西海市西海町横瀬郷の本田宏臣(西海史談会会長)に御教授を頂いた。
- (30) 沖浦和光『瀬戸内の民俗誌―海民誌の深層をたずねて―』(岩波新書(岩波書店 一九九八) 一七八頁
- (31) 前掲註(30) 一七一頁
- (32) 村上直次郎訳、柳谷武夫編輯『アエズス会士日本通信』上(新異国叢書1)(雄松堂書店 一九七八) 二九二頁
- (33) 村上直次郎訳、柳谷武夫編輯『アエズス会日本年報』下(新異国叢書4)(雄松堂書店 一九七九) 一四二頁
- (34) 松田毅一、エンゲルベルト・ヨリッセン『フロイスの日本覚書―日本とヨーロッパの風習の違い』(中公新書)(中央公論社 一九九二八版) 二二七頁
- (35) 前掲註(30) 一八六頁
- (36) 藤野 保編『大村郷村記』第六卷(国書刊行会 一九八二) 三二〇頁
- (37) 藤野 保編『大村郷村記』第五卷(国書刊行会 一九八二) 四四六頁
- (38) 大村市史編さん委員会編『新編大村市史』第二卷中世編(大村市 二〇一四) 三一九頁
- (39)、(40) 前掲註(36) 三二二頁

- 41) 前掲註(36)
- 42) 前掲註(37) 四五八頁「家船之事」
- 43)、44) 架蔵番号 県書一〇九二「神社明細調帳第十八大区 西彼杵郡」(長崎歴史文化博物館収蔵)
- 45) 田中享「家船の由来と漁撈の概要」(大村史談会編『大村史談』第四号 大村史談会 一九六八)
- 46) 藤野 保編『大村郷村記』第二卷(国書刊行会 一九八二) 二二七～二三八頁
- 47) 歌詞中の「すみずて 下がれ」の意は、宮崎県編『宮崎県史』資料編民俗2(宮崎県 一九九二)の八〇九頁掲載の北郷町木挽き唄の歌詞中に「すみずま 下がれ」とあり、木挽ぎが角材に仕上げる時にスミツボを使って材に線びぎする作業から「墨(でいた線)のまま(とおり) 下がれ」と同意と推測する。
- 48) 編者、製作年を日向市に問い合わせたところ、詳細は不明だったので、日本民謡幸真会ホームページ(<http://matsusakaki.com/>)の「解説A11「日向木挽き唄(宮崎)」を参考にした。平成二十八年(二〇一六)八月閲覧。
- 49) 宮崎県編『宮崎県史』資料編民俗2(宮崎県 一九九二) 八〇九～八一〇頁
- 50) 長崎県教育委員会文化課編『長崎県の民俗芸能・民謡Ⅰ～Ⅳ(長崎県教育委員会 一九七七～一九八〇)を参照。
- 51) 佐賀の民謡データベース(<http://www.sagaldb.jp/minyo/php/menu.php>)から音源を比較。平成二十八年(二〇一六)八月視聴。
- 52) 宮本常二「山に生きる人びと」(河出書房新社 二〇二二) 一七六～一八〇頁。
- 53) 「萱瀬村誌」(大村市立史料館所蔵)
- 54) 前掲註(46)の二二五～二三四頁。
- 55) 黒木山神宮社殿内の「山神宮由来」を参照。
- 56) 那賀町教育委員会の教示による。
- 57) 阪口和則による。
- 58) 約40年前に地元の力士不足を補うために始まったようである。
- 59) 相撲甚句は諫早農業高校が祭に参加するようになった約40年前から続けられている。
- 60) 大野安生、見分による。
- 61) 前掲註(46)の二二七頁。
- 62) 前掲註(61)、「後藤氏家系」(個人蔵)

- (63) 佐藤 圭「第五章 中世後期の経済と都市 第一節 産業・交通の発展 一諸産業と職人・商人」(福井県編『福井県史』通史編 2中世 福井県 一九九四)
- (64) 「後藤氏家系」(個人蔵)
- (65) 大村史談会編『九葉実録』第四冊(大村史談会 一九九四) 二五四頁
- (66) 前掲註(46)の二二六～二二七頁。なお、献納の日付は郷村記は十二月二十六日とするが前掲註(64)が二十七日であったので後者を採用した。
- (67) 昭和二十五年生まれ、中岳町在住。後藤氏後裔。平成二十八年七月に聞き取り。
- (68) 前掲註(46)の二二二頁
- (69) 久田松和則「第六章第二節 古代の志々伎神社」(平戸市史編さん委員会編『平戸市史』自然・考古編 平戸市 一九九五)
- (70) 前掲註(46)の五〇～五一、三〇、三二頁。
- (71) 大野安生、見分による。
- (72) 筆者が平成二十一年八月大村史談会例会で発表した要旨に基づく。

参考文献

- 森壽美術「多良嶽西麓地方の地理的景観(一)」(京都帝国大学内地球学団編『地球』第二卷第六号 京都帝国大学内地球学団 一九二九)
- 森壽美術「多良嶽西麓地方の地理的景観(二)」(京都帝国大学内地球学団編『地球』第三卷第三号 京都帝国大学内地球学団 一九三〇)
- 田中正央「大村扇状地の地形」(日本大学生物資源科学部編『日本大学農獣医学部一般教養研究紀要』第二三三号 日本大学生物資源科学部 一九七七)
- 田中大二「大村扇状地の地理的概観」扇状地の特質と二・三の人文景観(田中大二 一九七八)
- 阪口和則「大村扇状地とその周辺の地質」(大村史談会編『大村史談』第四十八号 大村史談会 一九九七)
- 野本政宏「大村扇状地の野面石垣」(大村市文化協会編『大村文化』第二十四号 大村市文化協会 二〇〇九)
- 大村史談会編『九葉実録』第二冊(大村史談会 一九九五)
- 吉田収郎『式内社明神社志々伎神社』(芸文社 一九八六)

- 徳島県史編さん委員会編『徳島県史』第四巻（徳島県 一九六五）
- 三好昭一郎編『日本歴史地名大系第三七巻 徳島県の地名』（平凡社 二〇〇〇）
- 角川日本地名大辞典編纂委員会編『角川日本地名大辞典36 徳島県』（角川書店 一九八六）
- 東彼杵郡教育会編『長崎県東彼杵郡誌』（名著出版 一九七四復刻）
- ゼンリン編『ゼンリン住宅地図 徳島県阿南市』03/2016（ゼンリン 二〇一六）
- 長崎県教育委員会編『長崎県の民謡』（長崎県教育委員会 一九八八）
- 長崎新聞社編『ながさきの民謡』（長崎新聞社 一九六九）
- 福田アジオほか編『日本民俗大辞典』上（吉川弘文館 一九九九）
- 民俗学事典編集委員会編『民俗学事典』（丸善出版 二〇一四）